

現行最低賃金制度の実効性について

横山政敏

目次

はじめに

I わが国の最低賃金制の変遷と地域包括最低賃金

- (1) わが国最賃制の変遷の概略
- (2) 地域包括方式下の最賃水準の動向
- (3) 目安方式下の最賃水準の動向
- (4) 地域包括最賃の実効性

II 産業別最低賃金水準の動向とその存在意義

- (1) 産業別最賃水準と地域包括最賃水準との関係
- (2) 産業別最賃の実効性
- (3) 設定様式の多様性
- (4) 発行時期の早期化と集中化

III 全国一律最低賃金制と現行最低賃金制

おわりに

はじめに

欧米では資本による賃金の専断的決定権に対する賃金の民主的最低規制として一定の実効性を有する最低賃金制が実現されているが、わが国ではこのような意味での最低賃金制が成立しているか否かを主として水準面で検討することが本稿の課題である。特に昭和48年以降の地域包括最低賃金の「急」上昇と格差縮少の評価並びに昭和53年以降の目安下の地域包括最低賃金の動向を明確にする。

また現在中央最低賃金審議会において検討されている地域包括最低賃金と産業別最低賃金との関連をも主として水準面から考察する¹⁾。

本来最低賃金制の評価は制度、機能含め総合的になされるべきであるが、本稿では紙幅の関係もあり、機能その中でも特に水準に限定して分析する。全面的評価は別稿に譲る。しかし水準はその決定機構、決定基準、設定様式等制度・機構上の内容を凝縮した形で表現したものであるから、その限り現行最低賃金制度の総合的評価の最も恰好の尺度となる。その際最低賃金の水準評価は本来、賃金構造との関連でなされねばならない。その最低賃金水準が日本の低賃金構造に対して修正機能を有しうるか否かが、その制度を評価する際の、その実効性を判断するための最も重要な点である。この点を明らかにするため、影響率（最賃適用労働者に対する最賃未満労働者の比率）を中心に分析する。尚、本稿で使用する影響率の数値はいずれも「賃金センサス」からの推計値であり厳密なものではないが、およそその傾向値は表わしており、分析素材として有意味なものとして判断される。

今日、景気の長期停滞下、主婦パート層等を中心に新たに低賃金の不安定層が拡大し、低賃金構造の再編成がみられる中、労働運動は国独資の賃金抑制攻勢に有効に対抗しえないでいる²⁾。このような状況の下、目安登場とも係わって全国一律制闘争と最賃改定闘争との関連を運動上いかに位置付けるべきかに関し、一定の混乱が生まれている。これは現行最賃制度にいかほどの改良機能の発揮を期待できるのか、現行最賃制度の延長線上に全国一律制を位置付けうるのかどうか、目安は全国一律制への一歩であるのかどうか等の問題である³⁾。これらの問題に対する考察の一素材として、本稿では現行最賃水準に関する分析

1) 現在、中賃で検討されているのはこの地域包括最賃と産業別最賃の関係以外に表示単位期間の問題、高令者の扱い等ある。

2) 労働運動の右翼的潮流の賃金自粛論等の協力もあり、賃上げは昭和50年以降、資本の設定する賃金ガイド・ラインの枠内に抑圧されている。

3) 総評は昭和52年以降、最賃闘争、最賃制闘争の主要課題を全国一律制の実現を目指す形態から現行制度を前提にしたうえでの最賃改定闘争に転換している。

を試みるのである。

尚、本稿の分析の主題はⅠの(4)及びⅡであり、Ⅰの(1)~(3)はその予備的考察にすぎない。またⅢはⅡの分析結果を踏まえた簡単な最賃観の展開にすぎない。従って紙幅の関係もあり、Ⅰでは考察に必要な資料等ほとんど割愛したし、Ⅲについても論理の展開に必要な詳細な説明をほとんど省き、結論のみ示すことになった。これら不十分な点は別稿に譲る。

Ⅰ わが国の最低賃金制度の変遷と地域包括最低賃金

(1) わが国最賃制の変遷の概略

先ず現行最賃制度評価の前提として、わが国最賃制度の展開過程を概括しておく。わが国の最賃制度の歴史は戦後始まる。戦後の展開過程を段階区分すると、第一段階は労働基準法が制定された昭和22年から独立の法律として最低賃金法が制定される昭和34年までの時期で、労働基準法28条~31条の最低賃金に関する規定のみの段階。これは労働大臣或は都道府県労働基準局長が「必要と認めた」時という条項があり、実際には一度も発効されなかった。第二段階は最低賃金法の制定された昭和34年から法改正がなされる昭和43年までの時期である。この法律は四つの決定方式（9条—業者間協定に基づく最低賃金、10条—業者間協定に基づく地域最低賃金、11条—労働協約の拡張適用による最低賃金、16条—最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金）を定めたが、11条は「労使の大部分」(行政解釈で $\frac{3}{4}$)⁴⁾という、また16条は「他の三つの方式による決定が不適當又は困難である場合」という条件があり、実際の決定は大部分9・10条の所謂「業者間協定」方式によっていた。これは実質的には最賃決定が業者に一方的に委ねられるのであり、その水準は極端に低位で中小企業の賃金カルテルともいふべきものであった。ILO26号条約に定める最賃決定における労使対等参加の原則に反し、国際的非難も強く、昭和43年法改正がなされ9・10条は削除された。

4) 「関係のある使用者及び労働者は国内法令により定める方法および程度において、最低賃金決定制度に参加するものとする。ただしいかなる場合においても平等の数および条件によるものとする」(第3条)

第三段階は昭和43年の法改正以降、今日に至るまでである。9・10条が削除され、11条と16条が残されたが、11条は依然「労使の大部分」(行政解釈で現在では $\frac{2}{3}$)という条件があり、中小零細企業が多く、未組織労働者の多いわが国ではこの方式の適用は実際上大きく阻まれているので、16条による決定が、実際上大部分である。

さらにこの第三段階は法運用の展開の中で、三つの小段階に区分できる。第一段階は法改正の昭和43年から初めて地域包括最低賃金が設定される昭和47年までの時期で、地域産業別最低賃金が支配的であった段階。第二段階は地域包括最低賃金が初めて設定された昭和47年から目安方式が登場する昭和53年までの時期で、地域包括最低賃金と地域産業別最低賃金が併用される段階。「今後は産業別最低賃金と地域包括最低賃金を併行して推進する」という、昭和45年の中央最低賃金審議会の答申(「今後の最低賃金制度のあり方について」)⁵⁾が労働省の「最賃の年次推進計画」(昭和47年から昭和50年までの)⁶⁾として具体化され、昭和47年の山口、岐阜両県以降、地域包括最低賃金の普及が積極的に推進され、48年の東京、大阪等大都道府県をへて50年には47都道府県すべてに地域包括最低賃金が設定されることになった。ここに公務員やその他特定労働者の除外はあるが、原則として全労働者が最低賃金の適用対象となる全国的最低賃金制度が初めて成立した。

第三段階は昭和53年に目安が登場して以降、今日に至るまでの段階である。この段階は設定方式に関しては産業別最低賃金と地域包括最低賃金の併用でありその限り第二段階と同じであるが、決定機構に関し、中央最低賃金審議会の機能強化、所謂目安の登場という点で特徴付けられる。この目安は、昭和50年1月

5) この審議過程では結果的には公益試案(11条の使用者要件の削除)と地域包括最賃が天秤にかけられた形となった。労働者側委員は後者をとったが、後述するように地域包括最賃の本質が分断的であり、全国一律制とは異なるものであり、全労働者を国独資の賃金ガイドラインの統制下におくことを意図したものである限り、犠牲としたものは大変大きかったといえよう。

6) 昭和50年までに適用労働者を950万人にする計画、実数は3,300万人とこれを大きく上回った。

の労働四団体の最賃統一要求、同年3月の四野党の最低賃金法案の共同提案、同年3月27日に予定された最賃統一ストライキ等に示される、全国一律制を求める最低賃金制斗争の高揚を背景にしながら、全国一律制を拒否する代償として、最低賃金の全国的整合性確保を根拠に昭和52年の中央最低賃金審議会答申⁷⁾によって導入の方向が示されたものである。

ここで後論のための素材として、この小区分による各々三つの段階の最賃制の、制度・機構上及び機能上の特徴点を概括しておく。先ずこの三つの段階に共通する制度・機構上の特徴点を示しておく。一つは決定機構の分断である。決定機構が一つの中央最低賃金審議会と全国47の地方最低賃金審議会にわかれ、各々が「自主的」に、従って分断的に最低賃金を決定している。直接の最賃決定に関し中審の役割は極めて限定的で、全国石炭鉱業最賃と全国金属鉱業最賃の、たった2件の中央決定の全国的産業別最賃を決定するのみである。尚、第三段階に関しては目安があるので、決定機構の分断性は表面上克服されているようであるが、あくまで目安は目安であり、大半の最賃の決定は各都道府県の地賃の自主性に委ねられる限り、実質的には依然最賃の決定機構は分断的であるといわざるをえない。第二は決定機構の非民主性である。これは非団交的であること及び非公開であることに特に良く表われている。非団交的であるとは、審議会が三者同数構成であること及び審議会に決定権がないこと等である。

次に三つの段階の決定方式上の特徴点をみると、第一段階では設定方式が地域産業別であり、適用が限定的であるのに対し、第二及び第三段階は設定方式が地域包括及び地域産業別の併用であり、適用が包括的である。

機能上の特徴、特に最賃の水準及び格差は三つの段階でかなり異っている。第一段階では最賃の改良的側面はほとんど見られず、労働省の行政指導による失対賃金下限による統制が強く作用していた。最賃上昇率は春闘賃上げ率以下であり、その水準も中卒女子初任給、パート賃金等市場底辺賃金との間にかなりの開きがあった。また産業別最賃の地域間格差もかなり大きかった。第二段

7) 「今後の最低賃金制度のあり方に関する答申」

階では労働市場条件及び労働組合のかなり積極的な地域最賃改定闘争の展開もあって、水準、格差とも一定の改良的機能を発揮した。最賃上昇率は春闘賃上げ率（民間大手平均）のみならず、それより一般に高い中小企業賃上げ率をも上回った。また昭和50年からは失対賃金下限による統制も徐々に打ち破られていった。また地域包括最賃、産業別最賃いずれの格差も顕著な縮少を示した。しかしこれらの改良的機能の発揮も極めて限定的なものである。このことは一つにはこの間における影響率の低下がよく物語っている。影響率の低下は最賃の改良機能の発揮といえなくもないが、この場合はむしろ最賃の改定が賃金構造の変化に有効に対応しえなかった結果といえよう。二つは依然その水準が極端に低位だということである。それは依然市場底辺賃金以下である。第三段階は市場条件の変化、目安の登場等と係わって、統制的側面が強く表われ、水準、格差とも停滞的、固定的である。地域包括最賃の上昇率は春闘賃上げ率とほぼ同水準となり中小企業賃上げ率を下回っている。

(2) 地域包括方式下の最賃水準の動向

ここでは前述の小区分第二段階（昭和47年～52年）における地域包括最低賃金の「急上昇」、格差縮少（＝統一化）の中身を吟味検討する。このことの意義は、昭和47年以降の地域包括最賃の「急上昇」、格差縮少、中卒女子初任給水準への接近、パート賃金との格差縮少等を強調し、現行地域最賃の決定状況を全国一律制への条件が生み出されているもの、或は全国一律制と質的に断絶していないものと評価し、運動論的には労働組合の最賃闘争を、従来の全国一律制の確立を主目標とする闘争から、当面全国一律制闘争を凍結し、より現実的に地域包括最賃改定闘争に集中すべきことを主張される吉村⁸⁾氏や、全国一律制⁹⁾観従って運動論的結論については吉村氏と異なるが、これらの現象を高く評価し、現行最賃制度の改良性を強調される点では吉村氏と共通である下山房雄⁹⁾氏の見解

8) 『最低賃金読本』(日本評論社)

9) 「わが国最低賃金制の今日的意義」(隅谷三喜男編著『現代日本労働問題』東大出版会, 1979)
「現行最賃制の機能—その現実性と虚妄性」(『季刊社会保障研究』vol. 62, No.4)

著な低下傾向によって端的に知りうる。詳細は後述するが男女別、年令別、規模別いずれの影響率の推移を見てもおしなべて低下している。特に男女別では女子の、年令別では17才未満層及び45才以上の中高令層の、規模別では10～99人の小規模企業の低下が著しい。規模別・男女別にみれば10～99人規模の女子の影響率の低下が著しい。

第二は、この間、地域包括最賃の上昇率の鈍化が顕著となった。これは、第二次オイルショックに端を発する景気停滞の深化のもとでの国独資の賃金抑制強化の反映としての春闘の賃金上昇率の鈍化に対応するのだが、従来中小企業の賃金上昇率を上回っていたのが、それを下回った。そればかりか一般に中小企業の賃上げ率より低い民間大手企業の春闘賃上げ率と比較しても昭和53年、54年はそれを0.1ポイント下回った(55年では逆転したが、わずか0.1ポイントである)。この地域包括最賃の上昇の停滞傾向は、深刻な景気停滞下、展開された主婦パート、臨時工、社外工等不安定雇用労働者の拡大を基軸とした低賃金構造の再編成過程における、国独資の賃金抑制政策の一環として、地域闘争を中心に上昇傾向を辿った地域包括最賃を統制するためのものとして目安が登場し、運動がこの目安の統制的側面に有効に対抗しえていない現状の中で、目安の統制機能が発揮された結果といえよう。

第三は、所定内給与との比率は昭和53年に0.2ポイントも低下している。54年、55年と各々若干上昇しているが依然39%台を超えてはいない。

第四は、消費者物価の上昇率との関連では、昭和53年・54年と地域包括最賃の上昇率が約2.5ポイント上回っているが、55年は逆に1ポイント下回り地域包括最賃が実質的に低下した。

第五は、中卒女子初任給との関係は53年以降かなりのテンポで縮少しているが、これは特に53年以降初任給の上昇率が極端に抑制されている結果である。

第六は、パート賃金との関係も、格差は縮少しているがわずかである。それもこの間パート賃金の上昇がかなり強く抑制された結果である。55年で地域包括最賃はなおパート賃金より約20%低く、依然として地域包括最賃は市場賃金の最底辺をさえ規制しえない水準といえよう。

もある(約3分の1)。失対賃金の平均との比較では当然かなりの低水準にある。地域包括最賃の上昇率は一貫して失対賃金引上げ率より低く、両者の格差は昭和50年以降一貫して拡大し、52年では約12ポイントである。

第八は、生活保護基準との関連でいえば、昭和47年から49年まで格差は急速に縮小したが(49年で格差は30ポイント)、以後は地域包括最賃の上昇率が生活保護基準の引上げ率よりますます低位となり、格差は拡大の一途を辿り、52年では約40ポイントになった。

以上の事実は昭和47年から52年までの地域包括最賃の「急」上昇、統一化といわれる現象も実質的には改良機能の顕著な発揮というよりも、従来と大差ない極めて限定的な改良の域を出ないものであったことを明示している。これらはわが国の低賃金構造の修正というよりも、その追認、固定化の意味しかなかったといえよう。従ってこの間における改良機能の発揮の過大な評価に基づき、現行最賃制の改良機能の可能性を過大に評価し、その中に本格的な最賃制としての全国一律制に連続する可能性を見出だしうとする吉村氏の見解は明らかに誤りである。また現行最賃制と全国一律制とを段階論的に把えない点で吉村説とは異なるが、後述する現行最賃制の強い改良の限界性を認識せず、現行最賃制に改良の過大な期待をかける下山説も誤っている。従って運動論としては現行最賃制を前提とした最賃斗争は大きな制約のもとにあり、わが国の低賃金構造の一定の修正に寄与しうるような実効性ある本格最賃制の実現は現行最賃制の基本的な否定のうえに設定される全国一律最賃制の実現を目指す闘争によってのみ可能となる。尚 全国一律制と現行最賃制との関連、全国一律最賃制の本質については後述する。

(3) 目安方式下の最賃水準の動向

以上の、昭和47年から52年にかけての限定された意味での改良機能の発揮も、昭和53年の目安登場以降は基本的に消失し、逆に統制的機能の強化が潜行しているようである。この点を確認すべく、また目安方式の評価に係わって昭和53年以降、現在までの地域包括最賃の水準動向の特徴点を以下みておく。

第一は、この間における地域包括最賃の抑制機能の強化は影響率のかなり顕

在する。また中卒初任給と最賃水準との関係を過去にさかのぼってみると、昭和36年から42年まで80～88%、42年から44年まで93～97%、44年から46年まで100%以上ということであるから、昭和52年の格差状況はほぼ42～44年のそれに相当するのであり、従って昭和48年から52年にかけての中卒初任給への急速な接近というのも、事実に照らして、さほどのことはない。というよりも、より正確には昭和44年～46年の水準よりも1割近く低下しているとさえいえよう（尚、これらの数字は中卒初任給の男女計であり、また産業別最賃が主要なものであるので、機械的にこれらの数字と対応させえないことはいうまでもないが）。最賃水準は、従来から中卒女子初任給の第一・四分位とほぼ対応しているのであり、この点は52年でもほぼ変化はない。神代和欣氏によると昭和47年で両者はほぼ対応している¹⁰⁾。今日では地域包括最賃は中卒女子初任給の第一・四分位数をやや上回る程度であるから大きな変化はないといえる。わが国の重層的低賃金構造の最下層に位置し、しかも新規学卒労働力供給の全体の中で、ごく例外的部分を占めるにすぎない中卒女子初任給水準の第一・四分位数に相当する程度の水準でしかないという地域包括最賃の実情はわが国の低賃金構造の修正というような意味での実効性が皆無であるということを端的に示している。

第六は、パート賃金との接近もいわれるが、この間確かに格差は縮少しているが、昭和52年で依然、両者の間に35ポイント近い格差が存在するのであり、接近も過大に評価することはできない。従って中卒女子初任給への接近と共に、パート賃金への接近傾向をもって地域包括最賃が市場底辺賃金を規制する機能をもつに至ったとして、最賃の改良的機能の強化を積極的に評価する下山氏の見解は問題であるといえる。

第七は、失対賃金との関係でいえば、従来失対賃金の下限を地域包括最賃の上限とする労働省の行政指導があり、これが有効に統制機能を発揮してきた。昭昭50年に初めて運動の成果として、大阪・埼玉で失対賃金下限を若干上回り、以後この傾向は拡大されたとはいえ、依然昭和53年で失対賃金の下限以下の県は16

10) 『団体交渉のための賃金資料』（1972年度版、15ページ）

の誤り及び不充足さを明らかにすることにある。

以下の理由で、この間の地域包括最賃水準の動きを両氏のように無批判に評価することはできない。第一は、この間の影響率が顕著な上昇どころかむしろ若干だが低下傾向をさえ示していると推定されるからである。昭和50年と52年を比較すると、2.54%から2.48%へと低下している。最低賃金としての地域包括最賃が本格最賃に接近しているか否かの判断基準は単にその上昇率のみではなく、その水準が最賃としてふさわしいかどうかということ及びその上昇率が変化する賃金構造にいかに関わり、いかに有効に底辺の低賃金を規制しているかということつまりその実効性が重要な要素である。この間最賃水準は一定上昇したにもかかわらず、影響率にほとんど変化がなかったのは新たな大量の低賃金不安定雇用の拡大の結果である。影響率を高めえない最賃の上昇はわが国のように大量の低賃金労働力を底辺にかかえるところでは、擬勢された上昇であり、実質的上昇とはいえないし、ましてや本格的な最賃への一歩などと高く評価することはできない。影響率分析の詳細は後述する。

第二は、地域包括最賃の上昇率は民間大手企業平均の春闘賃上げ率以上であってもごくわずかであり、また元来絶対水準が低いので所定内給与との比較では相対的にはほとんど変わらず(39%台)、絶対水準ではむしろ格差は拡大している。

第三は、中小企業賃上げ率以上であるといわれるが、両者ほとんど変わらないのが実情である(昭和51年は9.7%で同じ、52年は0.1ポイント低いだけ)。第四はこの間消費者物価の持続的上昇があり、地域包括最賃の上昇率はこれを上回っているとはいえ、わずかであり、実質的上昇はかなり抑制されている。

第五は、中卒初任給水準への接近がいわれるが、確かにこの傾向自体否定できないが、これは主要には景気停滞下の初任給抑制の反映であり、高位平準化というより、むしろ低位平準化といえよう。ちなみに中卒初任給の上昇は昭和50年以降、傾向的に賃金の一般上昇率をかなり下回っている。さらにこの接近傾向、格差縮小自体も過大に評価されるべきではない。昭和52年で中卒女子初任給との間になお1割の格差が、中卒男子初任給との間には2割弱の格差が存

第七は、目安と実際決定された最賃水準との関係は若干の県で、わずかの乖離はあるが、おおむね目安通り決定されている¹¹⁾。このことは目安はあくまで目安であり、地域最賃審議会の自主的決定権を侵害するものではないとはいえ、実質的に最賃の中央による統制が強く働いていることを示している。

第八は、失対賃金及び生活保護基準との関係では、地域包括最賃との格差は一層拡大している。ナショナル・ミニマムの主軸として最賃の相対的低下は社会保障の給付水準の抑制に繋がり国民生活向上の重い障害となっている。

最後に最低賃金水準の国際比較をしておく。名目賃金レベルではあるが、全国的最低賃金制度をもつ他の先進諸国の最賃水準との比較ではわが国の低位性が顕著である(第1表)。昭和54年でアメリカを100とした最賃の時間給は、フランス102.8, わが国は最高の東京で52.7, 最低の秋田等で41.0である。わが国は賃金の名目比較ではフランスを上回っているが、最賃はその40~50%の極端に低い水準である。一般的賃金水準に対する最賃水準比を比較すると、わが国の場合、

地域包括最賃で40%にみえないのに、アメリカ50%前後、カナダ45~55%、オランダ50~60%、フランス55~60%、オーストリア55~60%と相対的に高い比率である¹²⁾。これらのことからわが国の最賃水準の低位性とその影響率の低さが推測される¹³⁾。

第1表 全国的最賃の国際比較(時間額)

アメリカ (1979・1~)	フランス (1979・9~)	日 本 (1979年度)
2.90ドル 725円 (100)	12.42フラン 745円20銭 (102.79)	注3 382円 (52.69)
	注1→11.18フラン 670円80銭 (92.52)	注4 297円 (40.97)
	注2→9.94フラン 596円40銭 (82.26)	

11) 昭和53年は37県が目安通り決定、目安と異なったのは10県で-2~+2の間に分布。54年は37県が目安通り、異なる県は-1~+2の間に分布。

12) 春闘共闘ヨーロッパ最賃制調査団報告書『諸外国の最低賃金制』。

13) またこの低位性は生活費原則の観点からするとなおさらはっきりする。人間的文化生活を保障するには甚だ不十分な各都道府県人事委員会の算出した標準生計費(1人世帯18才程度)と比較しても大半の都道府県の地域包括最賃がこれを下回る。昭和55年で47都道府県中70.2%が標準生計費以下である。たとえば島根等は20%強も低い(各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」)。

注1) 18才未満の特例金額 注3) 東京(最高)
注2) 17才未満の特例金額 注4) 秋田他3県(最低)

(4) 地域包括最賃の実効性

(2)及び(3)において地域包括最低賃金の水準分析をしたが、最低賃金水準の正確な評価はその実効性、影響率をぬきにしてはなしえない。そこで以下影響率及び最賃未滿労働者の構成の分析を行なう¹⁴⁾。

昭和55年で、地域包括最賃の影響率は1.84であり、ほとんど実効性のないことを示している。しかも2年前の地域包括最賃水準にみえないものが救済される労働者の32%を占めるという事実は地域包括最賃水準の極端な低位性を端的に示している。影響率を男女別にみると、女子5.30%、男子0.28%であり、現在の地域包括最賃は男子の賃金に対してはほとんど規制力がない。実際、最賃未滿労働者の男女別構成は女子約90%、男子10%である。影響率が相対的に高い女子の場合も、その救済者の約32%が2年前の地域包括最賃未滿であるということから、その水準の低さ、規制力の弱さがわかる。

年令別影響率は最も高いのが17才未滿層の11.78%、次いで65才以上層の6.30%となる(表2表)。20才台は1%未滿,30才台は1%台,40~55才は2%台である。55才以上層は3%を若干上回る水準である。最賃未滿労働者の年令構成をみると、(表3表)、影響率の高い17才未滿層及び65才以上層はその絶対数が少なく(各々全体の0.4%、1.3%)、最賃未滿労働者の構成比としては各々3%弱,4.5%弱とごくわずかである。20~55才までの影響率の低い年令層の構成比は、その絶対数が大きい(87.7%)から75%弱を占めている。現行最低賃金の実効性の低さ

14) ここでの数字は「賃金センサス」より導いたが、正確な影響率ではない。理由は四つある。一つは、「賃金センサス」は全数調査ではないからでてくるのはあくまで推計値にすぎない。二つは「賃金センサス」の所定内給与階級別労働者分布を使ったが、これは1万円単位であり、地域包括最賃月額とぴったり一致しない。つまりだいたい近似的なところをとっている。三つはこの「賃金センサス」の所定内階級別労働者分布の数字は形式的地域包括最賃適用者は表わすが、実質的地域包括最賃適用者ではない。つまり実質最賃適用者は形式的地域最賃適用者としての全労働者から産業別最賃適用者を除いたものであるが、この数字は「賃金センサス」からは出せない。四つは「賃金センサス」の数字は常用労働者10人以上の事業所に限定されている。以上のような点でここでの数字は影響率としては正確なものではない。しかし一定の傾向値は表わしており、以下の分析において有効性を失うものではない。

第2表 地域包括最賃の年令別影響率

	昭和50年			昭和52年			昭和55年		
	全労働者	男	女	全労働者	男	女	全労働者	男	女
～ 17才	11.2	9.40	11.90	16.3	13.30	18.51	11.78	10.30	12.96
18～19才	2.3	1.50	2.84	2.3	1.90	2.56	2.18	1.64	2.55
20～24才	1.3	0.41	2.16	1.1	0.39	1.69	0.86	0.41	1.24
25～29才	1.1	0.12	4.14	1.1	0.15	4.06	0.95	0.15	3.12
30～34才	1.7	0.08	8.95	1.6	0.11	8.88	1.23	0.11	6.22
35～39才	2.7	0.10	11.74	2.5	0.11	11.33	1.64	0.09	7.49
40～44才	3.5	0.13	11.99	3.2	0.13	11.18	2.26	0.10	8.20
45～49才	3.3	0.14	10.83	3.6	0.20	10.65	2.41	0.10	7.63
50～54才	4.0	0.25	12.12	3.8	0.28	10.99	2.36	0.15	7.23
55～59才	5.1	0.73	14.86	5.0	0.52	13.29	3.41	0.32	9.95
60～64才	6.9	2.13	20.59	6.4	1.99	17.78	4.54	1.09	12.09
65才以上	—	—	—	—	—	—	6.30	2.46	18.18
年令計	2.5	0.34	7.41	2.5	0.35	7.12	1.84	0.28	5.30

資料 各年度「賃金センサス」より作成

は、最賃水準が17才未満層を直接の対象にそれにのみ一定有効な影響率を発揮している水準において決定されているからである。しかし実際は高校進学率の急上昇の中で、17才未満層は全体の0.46%と極く小部分を占めるにすぎないのである。現行最賃の実効性を高めるためには設定の対象をせめて高卒者に相当する18～19才層に引き上げる必要がある。もし18～19才層の第一・十分位数（約8万円）を基準に最賃を決定するなら、全体としての最賃の影響率は現行の1.84%から4.45%へ約2.5倍化するであろう。最賃が低賃金構造の修正に一定の有効性を発揮するためには最低限、この水準への引上げは必要であろう。

年令別・男女別影響率は、男子では17才未満層(10.3%)を除いて、大半が1%未満である(第2表)。女子では65才以上層(18.2%)、17才未満層・60～64才層(12%台)が特に高く、30～60才層では6～9%となる。この年令別・男女別影響率の検

第3表 最賃未満者の年齢別構成比

（単位：％）

	昭和50年			昭和52年			昭和55年		
	全労働者	男	女	全労働者	男	女	全労働者	男	女
～17才	3.97	1.45	2.36	4.49	1.52	2.97	2.99	1.18	1.81
18～19才	3.93	1.05	2.86	3.90	1.28	2.62	4.72	1.43	3.29
20～24才	8.81	1.43	7.37	6.95	1.23	5.71	6.85	1.51	5.34
25～29才	7.47	0.62	6.86	7.92	0.79	7.13	7.51	0.89	6.62
30～34才	8.86	0.35	8.51	8.52	0.48	8.03	10.10	0.77	9.33
35～39才	12.90	0.36	12.54	12.79	0.44	12.34	11.67	0.53	11.14
40～44才	15.47	0.40	15.06	15.09	0.43	14.65	14.58	0.48	14.10
45～49才	12.52	0.36	12.16	13.90	0.54	13.36	13.79	0.41	13.38
50～54才	10.43	0.46	9.98	10.77	0.53	10.23	10.06	0.46	9.60
55～59才	7.42	0.72	6.70	7.76	0.53	7.23	8.43	0.54	7.89
60～64才	8.25	1.91	6.34	7.92	1.80	6.12	4.81	0.79	4.02
65才以上	—	—	—	—	—	—	4.47	1.32	3.15
計	100.0	9.27	90.73	100.0	9.58	90.42	100.0	10.3	89.70

資料 各年度「賃金センサス」より作成

討からわかることは最賃が一定の実効性を有するのは男女の17才未満層及び女子の30才以上層に限定されるということである。最賃未満層の年齢別男女別構成をみると、男子ではいずれの年齢層でも1％前後で取るに足りない（第3表）。女子では影響率の高い17才未満層、60～65才層、65才以上層が絶対数が少ないので、構成比としては極端に低い。30～50才層が全体の約50％を占めている。

規模別に影響率をみると1000人以上規模0.6％、100～999人規模1.29％、10～99人規模2.24％で、小規模ほど影響率が高い（第4表）。1000人以上規模の場合、ほとんど実効性はないといえよう。構成比では10～99人規模が約70％で圧倒的であり、ついで100～999人規模の約20％、1000人以上の約10％となる。現行最賃は主に小規模企業にしか機能しえず、しかも実際救済者の大部分が小規模企業労働者である（第5表）。

第4表 企業規模別影響率(産業計)

	昭和50年			昭和52年			昭和55年		
	全労働者	男	女	全労働者	男	女	全労働者	男	女
1000人以上	0.63	0.12	2.05	0.74	0.10	2.46	0.60	0.09	1.95
100~999人	1.98	0.21	5.67	1.81	0.23	5.21	1.29	0.17	3.74
10~99人	5.22	0.76	13.4	4.54	0.69	11.64	2.24	0.54	8.70
計	2.54	0.34	7.41	2.48	0.35	7.12	1.84	0.28	5.30

資料 各年度「賃金センサス」より作成

影響率を規模別男女別にみると、男子では最も高い10~99人規模でも0.54%であり、女子の最も低い1000人以上規模(1.95%)の約4分の1である。女子の10~99人規模が8.7で最も高い。従って小規模企業では影響率が高いということも、女子にのみ妥当する。構成比では10~99人規模の女子が約60%で圧倒的に高く、ついで100~999人規模の女子、20%強となる。

第5表 最賃未満労働者の企業規模別構成比

(単位:%)

	昭和50年			昭和52年			昭和55年		
	全労働者	男	女	全労働者	男	女	全労働者	男	女
1000人	9.17	1.26	7.91	9.04	9.31	8.11	9.59	1.03	8.56
100~999人	23.12	1.67	21.45	24.12	2.04	22.07	23.26	2.08	21.18
10~99人	67.70	6.34	61.36	66.84	6.61	60.23	67.16	7.21	59.95
計	100.0	9.27	90.73	100.0	9.58	90.42	100.0	10.31	89.69

資料 各年度の「賃金センサス」より作成

最後に規模別年齢別男女別に影響率をみる(第6表)。20%以上は10~99人規模・女子・17才未満層(24.9)と10~99人規模・女子・65才以上層(22.53)である。15%台は10~99人規模・女子・60~64才層のみである。10%前後は1000人以上規模・男子・17才未満層、100~999人規模・女子・17才未満層、10~99人規模・男子・17才未満層、1000人以上規模・女子・65才以上層、100~999人規模・女子・65才以上層、10~99人規模・女子・35~60才層である。これらが10%以上の影響率を示している部分である。全体をごく簡単に概括すると、男子では

第6表 規模別年令別男女別影響率

	昭和50年						昭和55年					
	1000人以上		100~999人		10~99人		1000人以上		100~999人		10~99人	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
～17才	2.25	1.35	6.93	11.4	16.79	28.33	11.5	7.18	8.2	9.9	11.22	24.9
18～19才	0.13	0.41	0.98	2.13	4.12	8.44	0.09	0.54	0.79	2.1	3.62	6.29
20～24才	0.15	0.33	0.19	1.67	1.03	5.58	0.17	0.21	0.30	1.0	0.72	2.82
25～29才	0.04	1.13	0.06	3.38	0.29	7.84	0.06	0.11	0.06	2.2	0.34	5.97
30～34才	0.02	3.99	0.64	7.20	0.20	13.76	0.04	3.98	0.09	4.54	0.22	8.75
35～39才	0.03	4.02	0.07	9.57	0.22	16.94	0.02	4.81	0.06	5.18	0.20	10.17
40～44才	0.05	3.92	0.06	9.89	0.30	17.22	0.04	4.92	0.06	6.20	0.20	10.48
45～49才	0.07	3.44	0.11	8.54	0.27	16.03	0.05	3.93	0.04	5.33	0.20	10.15
50～54才	0.10	5.31	0.17	9.55	0.56	16.74	0.11	2.84	0.08	5.29	0.26	9.79
55～59才	0.75	6.64	0.37	12.04	0.94	19.69	0.34	4.38	0.19	8.18	0.41	12.60
60～64才	2.72	11.80	1.30	17.54	2.37	24.85	0.74	4.65	0.58	8.34	1.42	15.57
65才以上	—	—	—	—	—	—	3.02	9.45	1.76	11.26	2.70	22.53
計	0.12	2.05	0.21	5.67	0.76	13.4	0.09	1.95	0.17	3.74	0.54	8.70

資料 各年度の「賃金センサス」より作成

全規模の17才未満層を除いて、すべて影響率は極端に低い。女子では概して1000人以上規模で3～4%台が多く、100～999人規模では5～8%台が多く、10～99人規模では10%前後が多い。次に規模別年令別男女別の最賃未満労働者の構成比をみると(第7表)、その特徴的なところは第一に概して影響率の高い17才未満層や65才以上層はいずれもその絶対数が少なく、構成比としてはごくわずかである。第二に男子の場合はいずれの規模、いずれの年令でも影響率の極端な低さによって構成比はわずかである。第三に女子の場合、1000人以上規模ではいずれも構成比としてはごくわずかであり、100～999人規模でもおよそ1～3%に分布し、これもさしたる部分ではない。圧倒的部分は10～99人規模女子であり、全体構成比の58.9%を占め、特に30～60才までの構成比が高く、42.6

策7表 規模別年令別男女別最賃未満者の構成比 (単位：%)

	昭 和 50 年						昭 和 55 年					
	1000人以上		100~999人		10~99人		1000人以上		100~999人		10~99人	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
~ 17才	0.06	0.094	0.38	0.84	1.10	1.32	0.05	0.34	0.27	0.51	0.83	0.91
18~19才	0.04	0.16	0.22	0.74	0.75	1.84	0.02	0.25	0.26	1.00	1.11	1.95
20~24才	0.19	0.43	0.20	1.79	0.98	4.84	0.17	0.32	0.40	1.53	0.89	3.35
25~29才	0.07	0.60	0.09	1.74	0.43	4.24	0.12	0.07	0.12	1.59	0.62	4.17
30~34才	0.04	1.06	0.05	1.93	0.25	5.16	0.08	1.42	0.20	2.13	0.47	5.54
35~39才	0.04	0.97	0.07	2.85	0.24	8.20	0.05	1.37	0.11	2.44	0.36	7.06
40~44才	0.06	1.11	0.05	3.42	0.28	9.90	0.07	1.27	0.09	3.47	0.32	9.01
45~49才	0.09	0.91	0.07	2.56	0.19	8.17	0.06	1.02	0.05	2.97	0.28	9.06
50~54才	0.08	0.96	0.07	2.08	0.29	6.52	0.10	0.62	0.07	2.12	0.27	6.63
55~59才	0.02	0.62	0.09	1.36	0.38	4.44	0.12	0.57	0.10	1.81	0.32	5.32
60~64才	0.33	0.67	0.31	1.24	1.19	4.16	0.06	0.24	0.12	0.66	0.59	3.02
65才以上	—	—	—	—	—	—	0.11	0.26	0.25	0.38	0.93	2.44
計	1.20	7.58	1.60		6.07	58.79	1.01	7.73	2.03	20.67	7.04	58.9

資料 各年度の「賃金センサス」より作成

%を占める。10~99人規模女子に100~999人規模・女子・30才以上層を加えると、全体の約75%に及ぶ。以上規模別年令別男女別の影響率及び構成比の考察の結論を述べる。地域包括最賃はおよそすべての17才未満層及びすべての女子の65才以上層並びに10~99人規模の女子の30~64才層、100~999人規模の女子の55才以上層に限ってしか一定の有効な規制力をもたない。しかしこれら影響率=規制力に比例して、最賃未満労働者が構成されることにはならない。それは該当労働者の絶対数との関連があるからであり、規制力をもつものでも、すべての17才未満層やすべての女子の65才以上層等は絶対数が極端に少なく、構成比としてはわずかである。最も構成比の高いのは規制力が一定程度あり、しかも絶対数が相当程度を占める部分であり、およそ10~99人規模女子の30~

60才層となる。つまり影響率及び構成比の分析からえられる結論は現行地域包括最賃は17才未満層を除いて男子にはほとんど実効性をもたないということ並びに女子でも概して17才未満層を除いて100～999人規模及び10～99人規模の30才以上層にしか、一定範囲内での実効性しかもたないということである

規模別年令別男女別の影響率及び構成比を昭和50年と比較して明らかになる特徴点を何点かにわたり指摘する。

- (一) 全年令平均でみると、おしなべて影響率は低下している。しかし元来影響率の小さな、1000人以上規模の男女、100～999人規模の男子、10～99人規模の男子ではその低下幅もわずかであるが、影響率の高い100～999人規模の女子及び10～99人規模の女子の影響率の低下はかなり大きい。とりわけ影響率の高い10～99人規模女子の低下は約5ポイントである。
- (二) この低下の著しかった100～999人規模の女子及び10～99人規模の女子の影響率の変化を年令別にみると、すべての年令層で低下しているが、若年層の低下幅より、30才以降の低下が顕著である。この点はとりわけ10～99人規模女子によくあてはまる。
- (三) 構成比に関しては特に変化はない。

以上の結果を踏まえ、若干の分析を行なう。日本の最賃法は最賃決定基準として、“生計費”“支払能力”“類似労働者の賃金”の三つが掲げられているが、実際決定のうえで最も大きな基準になっているのは“類似労働者の賃金”としての相場賃金である。そしてその相場賃金は概して市場の一般的（平均的）賃金率ではなく、市場底辺賃金とりわけ最下層賃金としての中卒女子初任給である（尚、今日地域包括最賃はこの中卒女子初任給の第一・四分位数を少し上回る程度であり、その平均より一割弱低い水準であるので、地域包括最賃はまだ市場底辺賃金の水準にまで達していないというのが正確であるが）。そしてこの中卒初任給こそ、初発の極端に低位な単身者賃金と、以降の勤続、年令に伴う若干の加給によって構成される極端な重疊的低賃金の体系としての年功賃金の出発点である。先程の分析結果の数えるところでは現在の地域包括最賃が最も有効な影響力を発揮しうるのは65才以上層およびこの中卒初任給にほぼ相当する

全規模の17才未満層である¹⁵⁾。

従ってこのように地域包括最賃が、相場賃金との均衡という名目のもと、実際の主要な決定基準であり、実際それが有効な影響力を発揮しうる数少ないものの主要な一つであり、日本的低賃金の体系である年功賃金の出発点である、中卒初任給に深く関連付けられていることは、最賃がその本来的目的であるべきすべての人に、“健康で文化的最低限度の生活を保障する”という観点からこれ以下での低賃金を排除し、賃金を一般的に人間的生活を保障する水準に引き上げるとのことよりむしろ、現状の日本の低賃金構造の不可欠の支柱としての年功賃金の、初発の極端な低賃金の法的是認をとおして、年功賃金を補強し、日本の低賃金構造を温存、安定化させる機能を果しているといわざるをえない。

かつて中審使用者委員の菅谷頼道氏は最賃は一人前労働者のようなより高いものとすれば、年令勤続を重視する賃金制度は崩壊すると述べた（『最賃制度』昭和43年、223頁）が、この言葉は前述した指摘の正しさを逆の立場から裏付けたものといえよう。つまりこの言葉は一人前最賃の実現は日本の低賃金構造の支柱である年功賃金体制に動揺をもたらしこの基盤を崩壊させるので、その実現に反対するという使用者サイドの意志の表現である。しかしこれは裏返せば現行最賃が影響力のあまりない“落ち穂拾い”なのであり、それ故日本の低賃金構造の主軸としての年功賃金の“安定化”の重要なファクターになっているということである。

このように地域包括最低賃金が中卒初任給を基準とする現行のような低水準にとどまる限り、高校進学率上昇の中で中卒者の数が急減し、これらの層は極く少数になっているという現状からして、まさに“落ち穂拾い”的状况を脱することはできず、一人前最低賃金、本格的最低賃金実現の道はまだまだ遠いといわざるをえない¹⁶⁾。従ってまた昭和47年以降の地域包括最賃の格差「縮小」も中卒初任給の平準化の反映であり、しかもこの平準化が水準の抑制強化の中での

15) 従って総評のように「地域包括最賃はかつての『落ち穂拾い』的な水準から『ナショナル・ミニマム』的なものになりつつあり」(1979年総評運動方針)とはいえず、依然『落ち穂拾い』的である。

低位平準化である限り，地域包括最賃の格差「縮小」も低位平準化といわざるをえない。

次に地域包括最賃の影響率を地域別に検討する。第8表のように昭和54年で地域包括Aランク県の影響率は男女計でいづれも1%未満である。これに対しDランク県では2～5%間に分布しているが，3%台が最も多く，かなりの影響率の地域格差がみられる。このことは現行の地域包括最賃はA，Bランク等大都市県ではほとんど影響力をもたず，C，Dランク等農村県でのみ一定の影響力を発揮しているに過ぎないことを示している。以上は規模計の場合であるが，次に5～9人規模で検討する。この場合，規模計の場合とは異なって当然，全体として影響率はかなり高まるが，A，D間の影響率の顕著な格差構造は変わらない。男女計でAランクでは4%前後，Dランクでは7～10%である。

第9表で地域包括最賃のランク別に地域包括最賃の所定内給与比及び地域包括最賃の17才未満所定内給与比をみる。先ず規模計男子では新潟を除いてすべて30%台だが，Aランク県では概して低く，Dランク県では高く，およそA・B・C・Dランク順に所定内給与比が低くなっている。同様のことが女子にもいえる。女子の場合，50～60%の間に分布しているが，やはり，A・B・C・Dのランク順に給与比が低くなっている。このことは上位ランクほど，地域包括最賃は絶対水準としては高いが，相対水準としては低いことを示している。このことが，また先程みたように上位ランクほど影響率が低いという結果となってあらわれているのである。

男子で17才未満の所定内給与との比率をとると，いくつかは除外されるが，だいたい80～85%の間にある。この場合は先程と異なり，A・B・C・Dランク間では明確な順位付けはできず，ただDランクが最も高いことだけは指摘できる。女子の場合はいくつかは除外されるがおよそ85～92%の間に分布している。

16) 従って，例えば同盟の『賃金政策斗争白書』（1981年度）中の「わが国の最賃制は……目安設定によって新しい段階に入り，ナショナル・ミニマムの重要な一環として，また，組織労働者の賃金に対してもある程度規制力をもつなど，ようやく本格的な最賃制としての形態と機能を持ちはじめるといった」という評価は誤りといわざるをえない。

第8表 地域包括最賃のランク別にみた地域包括最賃の影響率 (昭和54年)

			地域包括 最賃	規 模 計		5～9人規模	
				影響率	第1・十分 位数比	影響率	第1・十分 位数比
A ラ ン ク	東 京	男	—	0.15	58.2 %	0.74	61.67 %
		女	—	1.74	76.7	10.85	119.0
		計	2,795	0.58	—	3.96	—
	大 阪	男	—	0.24	59.2	1.39	68.5
		女	—	2.66	82.2	11.25	120.1
		計	2,796	0.91	—	4.74	—
D ラ ン ク	山 形	男	—	0.32	64.8	1.39	66.9
		女	—	5.49	94.1	14.66	107.4
		計	2,380	2.42	—	7.67	—
	島 根	男	—	0.46	62.9	0.95	72.4
		女	—	7.07	97.1	16.06	112.2
		計	2,414	3.04	—	7.63	—
	愛 媛	男	—	0.30	61.8	1.64	66.1
		女	—	6.84	97.1	22.11	—
		計	2,431	2.75	—	10.35	—
	宮 崎	男	—	0.73	64.9	0.70	72.0
		女	—	7.77	96.3	17.06	110.0
		計	2,372	3.60	—	8.57	—
	福 島	男	—	0.40	64.9	0.90	72.0
		女	—	5.27	94.0	18.54	113.7
		計	2,414	2.31	—	8.74	—
	岩 手	男	—	0.45	66.9	3.37	75.7
		女	—	8.62	97.4	16.27	110.3
		計	2,373	5.38	—	9.17	—
	大 分	男	—	0.63	62.0	2.05	70.6
		女	—	7.68	95.7	17.68	111.7
		計	2,373	3.21	—	9.85	—
	鹿 児 島	男	—	0.62	65.0	1.33	72.2
		女	—	8.11	96.4	14.30	106.3
		計	2,372	3.53	—	7.10	—

資料 「賃金センサス」より作成

第9表 地域包括最賃のランク別にみた地域包括最賃の所定内給与比(昭和55年)

		地域包 括最賃 額	規 模 計				10～99人規模			
			地域包括最賃の 所定内給与比		地域包括最賃の17 才未満層の給与比		地域包括最賃の 所定内給与比		地域包括最賃の17 才未満層の給与比	
			男	女	男	女	男	女	男	女
A ラ ン ク	東 京	2,991円	32.7%	54.2%	81.9%	87.7%	35.6%	55.4%	81.3%	87.8%
	大 阪	2,991	34.4	57.3	81.3	89.4	36.9	59.6	80.1	87.0
B ラ ン ク	埼 玉	2,877	36.5	60.1	75.7	85.7	37.0	61.6	74.2	87.8
	愛 知	2,913	35.9	61.2	83.0	90.2	38.4	62.4	83.7	91.3
	兵 庫	2,865	34.8	57.8	80.6	85.6	36.9	62.4	80.8	82.4
C ラ ン ク	北海道	2,687	35.7	60.7	68.5	87.2	37.8	66.2	64.4	89.5
	茨 木	2,743	36.8	63.0	79.9	88.4	40.3	66.4	79.2	92.9
	新 潟	2,721	40.1	67.5	83.2	91.8	43.4	71.4	82.8	91.4
	岡 山	2,690	36.4	62.2	81.8	87.7	39.4	56.7	69.5	75.1
	和歌山	2,755	35.5	58.1	79.7	88.8	37.8	64.1	81.2	96.6
	青 森	2,542	39.3	66.0	83.2	84.3	43.3	69.6	83.0	84.8
D ラ ン ク	島 根	2,584	39.8	63.5	88.6	86.4	44.4	68.7	89.6	105.7
	愛 媛	2,601	37.4	65.1	84.4	90.7	40.6	67.9	84.4	100.2
	佐 賀	2,542	39.5	64.3	84.2	90.0	43.3	69.7	83.5	110.7
	宮 崎	2,541	38.9	66.6	84.9	104.8	42.6	69.7	90.6	107.7

資料 「賃金センサス」より作成

この場合もA・B・C・D間では明確なランク付けはできないが、Dランクが一番高いことだけは見える。

以上は規模計でみたが、次に10～99人規模で検討すると、当然の事だが先程より値いは全体として高くなるが、傾向は同じである。つまり男・女いずれも所定内給与比はランク順に低くなり、17才未満所定内給与比は男女いずれもA、B、C、Dランクでは順位を明確にしえず、Dランクが一番高いことだけはつきりしている。

以上の分析の結果はおよそ次の2点に要約されうる。第一は地域包括最賃水準自体かなり統一化傾向を示し、格差縮少されたとはいえ、地域間の影響率は1%未満から、5%台までかなりの格差をもっている。しかもこの地域間影響

率格差はおよそ地域包括最賃水準の格差に逆相関している。このことは主に地域間の賃金水準格差とりわけ各地域間の賃金構造の相異に基づくものである。第二は第一から当然のことだが、地域包括最賃の所定給与比の地域別分布も地域包括最賃水準の地域別分布に逆相関している。

II 産業別最低賃金水準の動向とその存在意義

(1) 産業別最賃水準と地域包括最賃水準との関係

地域包括最低賃金水準と産業別最低賃金水準との接近傾向がいわれる中、両者の関係がその意義をも含め、全体として問題になっている。この問題を考察するための素材として両者の水準面での関連を検討する。

地域包括最低賃金と産業別最低賃金との格差を全国加重平均でみると、昭和50年以降両者の接近傾向がみられる(第10表)。昭和55年では産業別最低賃金は地域包括最低賃金より1割高いだけの水準となり、産業別最低賃金水準の相対的低下がわかる。これは加重平均でみた産業別最低賃金の上昇率が一貫して地域包括最低賃金より低いことに基づいている。50年を100とした55年の水準は地域包括最低賃金が145.3、産業別最低賃金が141.4である。地域包括最低賃金の加重平均を100として、各産業別最低賃金の加重平均をみると、昭和55年で最高は機械の115.1で、以下出版、自動車、木材、卸売小売、窯業、食料品の順となり、最低は繊維の104.7である(第11表)。全体に差は小さいが、特に繊維などはその存

第10表 地域包括最賃と産業別最賃の格差の推移 (全国加重平均)

	地域包括最賃額	地域包括最賃の上昇率	地域包括の指数(50年=100)	産業別最賃額	最賃別最賃額の上昇率	産業別最賃の指数(50年=100)	産業別最賃(地域包括最賃=100)
昭和50年	1935円	—	100.0	2223円	—	100.0	114.9
51年	2122	9.66	109.7	2420	8.86	108.9	114.0
52年	2324	9.51	120.1	2639	9.04	118.7	113.6
53年	2472	6.36	127.8	2802	6.17	126.0	113.3
54年	2627	6.27	135.8	2954	5.42	132.9	112.4
55年	2812	7.04	145.3	3143	6.39	141.4	111.8

資料 各年度の「最低賃金決定要覧」(労働省賃金福祉部)より作成

第11表 産業別にみた地域包括最賃と産業別最賃との格差の推移

(地域包括最賃の全国加重平均=100)

	昭和50年	51年	52年	53年	54年	55年
産 業 計	114.8	114.0	113.5	113.3	112.4	111.7
食 料 品	108.1	107.5	107.3	108.3	108.0	107.7
織 維	107.6	106.3	105.7	105.5	104.9	104.7
木 材	111.9	112.2	110.0	111.2	110.4	112.5
パ ル プ	113.6	113.5	112.5	112.3	111.8	111.4
出 版	117.4	116.8	116.5	116.3	115.6	114.8
窯 業	112.9	111.3	111.8	110.8	110.2	110.1
機 械	120.0	118.9	117.8	117.3	116.1	115.1
自 動 車	113.1	110.2	112.9	113.8	114.0	113.3
卸 売・小 売	113.4	113.0	112.7	112.8	111.8	111.1
そ の 他	116.0	115.5	119.5	115.3	113.6	112.6

資料 各年度の「最低賃金決定要覧」より作成

在意義が深刻に問われる。時系列でみると、木材と自動車を除く、全産業で地域包括最低賃金との差が縮少している。つまり産業別最低賃金はほぼ全産業的に相対的に低下しているといえる。

以下この相対的に低下した産業別最低賃金の水準の内容を詳細に検討する。約340件に及ぶ産業別最低賃金のうち地域包括最低賃金の最高水準以下の比率をとると、昭和55年34.4%で、昭和50年の33.3%より若干だが高くなっている(第12表)。これを各産業別にみると、繊維が最も高く76.1%、以下自動車、食料品、卸売小売、木材、出版、窯業、機械、パルプとなり、パルプの7.6%が最も低い。このように全体で約3分の1が地域包括最低賃金の最高水準以下であるという状況は産業別最低賃金水準の低位性を端的に示すものであり、その存在意義が問われることになる。尚、340件の産業別最低賃金中、6.5%(22件)は地域包括の全国加重平均(2812)円をさえ下回っている。

次に地域包括最低賃金のランク別に、地域包括最低賃金の最高水準以下の産業別最低賃金件数の全体に占める比率をみると(第13表)、地域包括最賃Aランクの都道府県の産業別最賃はすべて地域包括最賃の最高水準以上、地域包括最賃Bランクでは全体で11.3%が地域包括最低賃金の最高水準以下。特に繊維で

第12表 地域包括最賃の最高以下の産業別最賃件数

	昭 和 50 年			昭 和 52 年			昭 和 55 年		
	産業別最賃件数 (A)	地域包括最賃の最高以下の件数(B)	$\frac{B}{A}$	A	B	$\frac{B}{A}$	A	B	$\frac{B}{A}$
計	348件	116件	33.3%	343件	127件	37.0%	340件	117件	34.4%
食 料 品	45	18		45	23		45	20	44.4
織 維	41	23		42	30		42	32	76.1
木 材	47	13		47	13		47	13	27.6
出 版	36	19		36	15		40	11	27.5
パ ル プ	18	2		18	2		13	1	7.6
窯 業	36	8		37	7		37	7	18.9
機 械	47	8		47	8		47	8	17.0
自 動 車	17	7		14	8		11	7	63.6
卸 売 ・ 小 売	46	18		46	21		47	18	38.2
そ の 他	15	0		11	0		11	0	0

資料 各年度の「最賃決定要覧」より作成

第13表 地域包括最賃のランク別にみた地域包括最高水準以下の産業別最賃

(昭和55年)

		食 料 品	織 維	木 材	パ ル プ	窯 業	出 版 業	機 械	自 動 車	卸 売 小 売 業	そ の 他	計
A ラ ン ク	産業別最賃件数	3件	4	3	3	2	1	4	1	4	2	27
	2991円以下の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B ラ ン ク	産業別最賃件数	7件	7	6	6	2	7	7	1	7	3	53
	2991円以下の件数	1件	4	0	0	0	1	0	0	0	0	6
	比 率	14.3%	57.1	0	0	0	14.3	0	0	0	0	11.3
C ラ ン ク	産業別最賃件数	17件	17	18	16	5	12	17	1	17	5	125
	2991円以下の件数	4件	14	1	0	0	1	0	0	4	0	24
	比 率	23.5%	82.3	5.6	0	0	8.3	0	0	23.5	0	19.2
D ラ ン ク	産業別最賃件数	18件	14	20	15	4	17	19	8	19	1	135
	2991円以下の件数	15件	14	12	11	1	5	8	7	14	0	87
	比 率	83.3%	100	60	73.3	25.0	29.4	42.1	87.5	73.6	0	64.4
計	産業別最賃件数	45件	42	47	40	37	47	87	47	47	11	340
	2991円以下の件数	20件	32	11	1	7	8	71	18	18	0	117
	比 率	44.4%	27.7	27.5	7.7	18.9	17.0	63.6	38.3	38.3	0	34.4

資料 「最賃決定要覧」より作成

注 2991円：昭和55年度地域包括最賃の最高水準(東京)

は60%弱に及ぶ。Cランクでは全体で20%弱が地域包括最賃の最高水準以下、産業別にみれば繊維が圧倒的に高く82.3%、次に食料品と卸売小売がともに23.5%となる。Dランクでは実に全体の65%弱が地域包括最賃の最高以下で、産業別には繊維100%、自動車87.5%、食料品83.3%、卸売小売73.6%、パルプ73.3%と異常に高く、30%以下は出版29.4%、窯業25.0%のみである。以上から出版、窯業を除きDランクの産業別最賃はかなりの部分地域包括最賃の最高水準以下であること及び繊維はB、Cランクの都道府県のものも含めて、かなりが地域包括最賃の最高水準以下であることがわかる。次に地域包括最賃と産業別最賃の関係を地域包括最賃のランク別に単純平均でみると、当然のことだが地域包括最賃のA、B、C、Dの序列がそのまま産業別最賃計の序列となる(第14表)。つまり地域包括最賃の高い都道府県は産業別最賃も高く、地域包括最賃の低いところは産業別最賃も低い。このことは各産業別にみても妥当する。ただし産業別最賃のほうがランク格差はやや小さい。地域包括最賃Aランクに属する都道府県の単純平均を100としたDランクの地域包括最賃の単純平均86.2に対し、産業別最賃は89.1である。地域包括最賃Dランクに属する都道府県の産業別最賃の単純平均(2937円)は地域包括最賃Aランクの地域包括最賃の単純平均(2976円)よりわずかだが低くなっている。以上の結果、産業別最賃としてその水準が特に問題になるのはCランクの一部、及びDランクの大半である。

そこで地域包括最賃Dランクに属する都道府県(19県)の産業別最賃(総数135件、全体の約40%)の水準の中身をより詳細に検討するため地域包括最賃の種々な基準と比較する(第15表)。地域包括最賃のBランク上限(2938円)以下の比率は全体で54.1%と過半数である。産業別では繊維が最も高く100%、以下自動車(75%)、食料品(66.6%)、出版(66.6%)、卸売・小売(57.8%)とかなり高い値を示している。さらに地域包括最賃の全国加重平均(2812円)以下でも、全体の17%を占める。産業別には繊維6割弱、食料33.3%、出版26.6%、木材20.0%とかなりの値を示している。尚同じDランクでも九州(福岡を除く)と東北ではかなり違っていて、地域包括最賃の全国加重平均以下の比率で九州の36%(23件)に対し、東北は10.2%(4件)に過ぎない。地域包括最賃では

第14表 地域包括最賃と産業別最賃の比較(昭和55年)

		Aランク (4県)	Dランク (7県)	Cランク (17県)	Dランク (17県)
地域包括最賃の単純平均		2976 _円	2865	2726	2566
食 料 品	件 数	3 _件	7	17	18
	単純平均	3162 _円	3124	3019	2863
織 維	件 数	4 _件	7	17	14
	単純平均	3069 _円	2987	2923	2786
木 材	件 数	3 _件	6	18	20
	単純平均	3326 _円	3244	2937	2941
パ ル プ	件 数	3 _件	6	16	15
	単純平均	3297 _円	3163	3123	2883
窯 業	件 数	2 _件	2	5	4
	単純平均	3246 _円	3166	3183	3055
出 版 業	件 数	1 _件	7	12	17
	単純平均	3313 _円	3179	3151	3067
機 械	件 数	4 _件	7	17	19
	単純平均	3364 _円	3297	3176	3013
自 動 車	件 数	1 _件	1	1	8
	単純平均	3358 _円	3248	3064	2939
卸売・小売業	件 数	4 _件	7	17	19
	単純平均	3332 _円	3230	3069	2934
そ の 他	件 数	2 _件	3	5	1
	単純平均	3732 _円	3577	3047	3083
産 業 計	件 数	27 _件	53	125	135
	単純平均	3297 _円	3197	3050	2937

資料 「最賃決定要覧」より作成

第15表 地域包括最賃Dランク県の産業別最賃(昭和55年)

	食料品	繊維	木材	出版	パルプ	窯業	機械	自動車	卸小売	その他	計
Dランクの産業別最賃 A	18 _件	14	20	15	4	17	19	8	19	1	135
福岡を除く九州(7県)の産業別最賃 B	6 _件	4	8	6	—	7	7	5	7	0	50
東北(6県)の産業別最賃 C	6 _件	5	6	4	—	4	6	2	6	0	39
Aのうち2991円以下の比率	83.3%	100.0	60.0	73.3	25.0	29.4	42.1	87.5	73.6	0	64.4
Aのうち2938円以下の比率	66.6%	100.0	50.0	66.6	0	23.5	31.5	75.0	57.8	0	54.1
Aのうち2812円以下の比率	33.3%	57.1	20.0	26.6	0	0	0	0	0.05	0	17.0
Bのうち2991円以下の比率	100.0%	100.0	87.5	100.0	—	71.4	71.4	80.0	100.0	—	88.0
Bのうち2938円以下の比率	100.0%	100.0	87.5	100.0	—	57.1	57.1	80.0	100.0	—	84.0
Bのうち2812円以下の比率	100.0%	100.0	50.0	66.6	—	0	0	0	0	—	36.0
Cのうち2991円以下の比率	100.0%	100.0	83.3	75.0	—	0	50.0	100.0	66.6	0	71.8
Cのうち2938円以下の比率	100.0%	100.0	50.0	75.0	—	0	33.3	100.0	50.0	0	61.5
Cのうち2812円以下の比率	0	60.0%	0	0	0	0	0	0	16.7	0	10.2

資料「最賃決定要覧」より作成

九州と東北はほとんど変わらないが、産業別最賃では九州はかなり低い。九州で地域包括最賃の最高水準以上の産業別最賃はわずか12%(6件)、Bランク上限以上は16%(8件)にすぎない。

最後に地域包括最賃ランク別の産業別最賃の分布をみておく。Aランクでは大半が3100~3300円の間分布、Bランクでは2900~3300円の間、Cランクでは2900~3200円の間、Dランクでは2700~3100円の間分布している(第16表)。

以上の検討の結果、重要な点を整理して示しておく。第一は産業別最賃の地域別傾斜は地域包括最賃の地域別傾斜にほぼ対応する。第二は地域包括最賃Dランクに属する都道府県の産業別最賃の単純平均は地域包括最賃Aランクに属する都道府県の地域包括最賃の単純平均より低い。第三は地域包括最賃と産業

別最賃は接近傾向を示し、産業別最賃の相対的低下傾向がみられるが、前述したように地域包括最賃が絶対的に甚だ低水準であることからして、産業別最賃は現行水準である限り、一人前水準にはほど遠く、果たして独自の存在意義を持ちうるか否かは問題である。第四は地域包括最賃の最高水準以下の産業別最賃が全体の35%弱、とりわけDランク県の65%弱、九州の88%を占めている。

以上、産業別最賃の相対的低下の傾向を確認してきたが、このことともう一つ、昭和47年以降の産業別最賃の動向に関して特徴的なことがある。それは産業別最賃の顕著な格差縮小、統一化の傾向である。**第17**

表のように昭和48年以降、今日まですべての産業別最賃の最低・最高の格差はかなり縮小している。とりわけ昭和52年から53年にかけての縮小は注目される。それは目安の設定と関係している。目安の登場した53年以降は地域包括最賃同様、格差の縮小傾向はとまり、停滞している。これは目安による統制が地域包括最賃のみならず、産業別最賃にも影響を及ぼしていることをうかがわしめる。また地域包括最賃への急接近の下での産業別最賃の統一には、産業別最賃が画一的に、実質的に地域包括最賃に包摂されつつあることを意味しているともいえよう。この産業別最賃の地域格差を産業別にみると、最低を100とした最高の値は出版121.7、木材121.2、卸売・小売121.1、機械118.8、窯業118.5で、これらは比較的大きく、パルプは109で最も小さくなっている。

(2) 産業別最賃の実効性

産業別最賃の影響率を知るため、間接的ではあるが、各産業別最賃の当該所定内給与の第一・十分位数比、第一・四分位数比を検討する(**第18表**)。昭和55

第16表 地域包括最賃のランク別産業別最賃の分布 (昭和55年)

	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク
2600円				4件
2700				18
2800			3件	36
2900		7件	28	34
3000		7	31	22
3100	3件	10	49	19
3200	6	18	13	3
3300	13	8	1	1
3400		1		
3500				
3600	1			
3700	1			
3800		2		
計	24	53	125	137
総計	339			

資料 「最賃決定要覧」より作成

第17表 産業別最賃の最低・最高の格差(最低=100)

	昭和 48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年
計	359.4	434.3	227.5	186.9	196.6	150.0	145.0	142.6
食料品	232.4	304.2	135.0	141.2	153.0	123.2	121.7	121.2
繊維	200.0	150.0	149.2	125.2	128.3	118.9	117.6	117.6
木材	267.4	166.6	210.1	134.7	133.8	122.9	121.8	121.2
出版	207.9	137.5	135.4	148.5	126.5	124.8	122.9	121.7
パルプ	187.5	154.8	129.7	134.5	108.8	119.0	117.6	109.0
窯業	293.8	162.9	138.4	138.9	125.2	120.6	127.1	118.5
機械	224.7	156.3	141.7	149.4	132.0	123.3	120.1	118.8
自動車	185.0	176.0	141.7	143.4	126.1	117.9	117.2	116.4
卸売・小売	208.8	226.6	149.3	149.4	162.9	124.3	122.1	121.1
その他	195.1	220.3	174.7	152.1	138.6	133.0	128.5	126.1

資料 「最賃決定要覧」より作成

第18表 産業別影響率

			食料品	繊維	木材	出版	パルプ	窯業	鉄鋼業	金属製 品	卸売	小売
昭和 52 年	最賃	男	66.8	70.4	74.3	67.1	65.5	65.5	58.0	71.0	63.9	73.1
	第1・十分位数	女	114.9	109.5	121.1	97.3	106.0	106.2	88.6	105.5	89.5	93.1
昭和 55 年	最賃	男	54.4	55.5	61.4	53.8	53.8	54.5	48.6	58.3	52.5	60.3
	第1・四分位数	女	95.8	96.1	102.1	83.1	88.9	89.9	76.8	90.5	77.9	81.3
昭和 55 年	最賃	男	70.0	67.6	73.8	68.6	68.1	66.8	57.4	71.3	67.2	75.9
	第1・十分位数	女	113.3	106.8	113.8	96.8	104.7	103.2	90.9	101.8	92.0	96.3
昭和 55 年	最賃	男	56.5	53.7	60.8	54.1	54.9	54.5	47.9	57.5	54.5	62.2
	第1・四分位数	女	95.0	96.0	98.7	83.7	89.7	89.0	79.9	88.9	81.9	85.3

資料 「賃金センサス」, 「最賃決定要覧」より作成

年、男子では第一・十分位数比較でかなり低く(50~70%)、影響率が極端に低く、ほとんど実効性のないことが推測される。女子では10の産業別最賃のうち6つが第一・十分位数より高く(101.8~113.8)、影響率が10%以上であることを教えている。またこのうち3つは影響率25%を意味する第一・四分位数との比較でも95以上であり、かなりの影響率を推測させる。しかし男子の極端な低さを考えると、全体としての産業別最賃の影響率はかなり低いであろう。第一・十分位数との比較を産業別にみると、男子では高い順に、小売、木材、金属製品、食料品、出版、パルプ、繊維、卸売、窯業、鉄鋼となり、女子では木材、食料品、繊維、パルプ、窯業、金属製品、出版、小売、卸売、鉄鋼の順になる。

昭和55年を52年と第一・十分位数比で比較すると、男子では繊維、木材、鉄鋼の3つが低下したのみで、後はわずかだが上昇している。女子では反対に鉄鋼、卸売、小売の3つが上昇したのみで、後はすべて低下している。男子の場合、第一・十分位数との差は大きく、元来影響率は極端に低く、少々差を縮小させても問題にならない。問題は女子の影響率が低下している点であり、これは全体としての産業別最賃の影響率の低下を意味している。

第19表で、機械金属に例をとり、産業別最賃の影響率を直接推計すると、影響率の低下傾向を確認できる。昭和52年で4.4%であったのが55年には3.5%に低下している。以上の結果を簡単に整理すると次のようになる。第一は産業別最賃の影響率は地域包括最賃のそれよりはやや上回っているようだが、水準としてはかなり低く、実効性は乏しいといわざるをえない。第二は、産業別最賃間の影響率比較では、例外もあるが、概して食料品、繊維、パルプ等比較的最賃

第19表 機械金属業最賃の影響率

	昭 和 52 年			昭 和 55 年		
	総 数	男	女	総 数	男	女
適用労働者数	4,196,740 _人	3,168,110	1,028,630	4,008,570	3,112,840	895,730
最賃未満労働者数	183,040 _人	21,200	161,840	141,110	15,080	126,030
影 響 率	4.36	0.66	15.7	3.5	0.48	14.0

資料 「賃金センサス」より作成

水準の低いところで影響率が高いことが確認される。

第三は、産業別最賃の影響率も地域包括最賃同様、低下傾向を示している。尚、以上の影響率分析は産業別最賃の適用除外や複数建て等設定様式の多様性を考慮していないので、実際の影響率はこれより低いと考えねばならない。¹⁷⁾

(3) 設定様式の多様性

今日の産業別最賃はかなりの部分が適用除外や複数建て等、多様な設定様式をとって、産業別最賃を複雑にし、その存在意義を低めているとともに、実際上の最賃水準の分断性をいっそう強めている。¹⁸⁾そこで適用除外、複数建て等の設定様式の多様性の実情とそれによる最賃水準の分断性の強化を明らかにする。

第20表によれば、昭和55年で総産業別最賃件数340中、複数建ては171件、50.3%、適用除外は129件、37.9%となる。複数建てであり、且つ適用除外のあるものは41件である。従って適用除外のみ、複数建てのみ、適用除外且つ複数建て、これらを合わせると、259件、76%に及び、純粋に適用除外のない一本建て産業別最賃は全体の24%に過ぎない。このことは、適用除外は地域包括最賃を適用されること及び後述するように複数建て下位は地域包括最低賃金水準とほとんど変わらないことと考え合わせると、単に産業別最賃が複雑になり問題だということ以上に、産業別最賃自体の、独自の存在意義を根底的に問うことになろう。むしろこの数値が物語ることは、前述したように産業別最賃が相対的に益々低下し、地域包括最賃との間に有意味な差をなくしつつあるという事実とともに産業別最賃が実質的に地域包括最賃に解消されつつあることを意味しているといえよう。適用除外のみ、複数建てのみ、適用除外且つ複数建てを合計したものの、全体に対する比率を産業別にみると、パルプ100%、繊維92%、機械金属及び卸売、小売87%、自動車72%、木材70%、食品69%、窯業及び出版67

17) 適用除外は結果的に地域包括最賃の適用になるから、厳密な産業別最賃の影響率はこれを除いて算出されねばならない。

18) またこの設定様式の複雑さは、最賃違反が多いこととも関連している点で問題だし、さらに適用除外には少なからずその産業の固有の職種が対象となっている点でも問題である。

第20表 産業別最賃の複数建て及び適用除外

(単位：件)

		食 料 品	織 維	木 材	パ ル プ	出 版	窯 業	機 械	卸 小 売 売	自 動 車	理 容	ク ニ リ ン グ	そ の 他	計
昭 和 48 年	総 件 数 A	44	40	49	19	39	35	46	45	42	22	22	19	422
	複数建て B	23	21	34	9	16	21	30	11	18	12	4	7	206
	適用除外 C	8	13	8	4	0	5	1	32	4	5	3		83
49 年	A	45	39	48	17	37	35	47	46	27			26	367
	B	29	20	30	10	18	20	33	19	14			11	204
	C	8	23	13	3	3	8	5	38	1	1	1		104
50 年	A	45	40	47	18	36	36	47	46	17			15	347
	B	27	19	30	11	17	18	32	26	9			6	195
	C	10	25	4	4	9	8	37	1					113
51 年	A	45	41	47	18	37	37	47	46	13			13	344
	B	24	18	30	9	13	16	32	24	7			4	177
	C	10	27	13	6	6	9	8	37	1				117
52 年	A	45	42	47	18	36	37	47	46	14			11	343
	B	20	18	22	9	12	16	33	27	8			2	167
	C	10	25	16	5	9	7	9	33	1			2	115
53 年	A	45	42	47	18	36	37	47	46	12			11	341
	B	16	18	22	7	14	18	33	28	7			2	165
	C	14	25	15	6	8	7	9	32	1				117
54 年	A	45	42	47	14	40	37	47	46	11			11	340
	B	16	18	20	10	14	21	33	29	6			4	168
	C	14	25	14	4	11	7	12	29	5				121
55 年	A	45	42	47	13	37	40	47	47	11			11	340
	B	15	19	20	7	15	20	35	31	6			3	171
	C	16	27	16	5	12	7	11	33	2				129
	B 且 つ C	0	7	3	1	2	0	5	23	0				41

資料 「最賃決定要覧」 より作成

%となる。

適用除外比率の推移をみると、昭和48年以降、52年を除いて一貫して上昇している。昭和48年には20%弱であったのが、55年には38%弱とほぼ倍化している。複数建て比率は48年から50年まで急上昇したが、51年からは逆に低下し、54年以降は若干だが上昇傾向に転じている。通してみるとあまり変化はないが昭和48年48.8%、昭和55年50.3%であり、若干だが上昇していることがわかる。このように複数建て比についてはかなり高水準の50%前後で安定してあまり変化はないが、適用除外比はかなり急上昇している。適用除外は実際には地域包括最賃適用になるから、この比率が高まることはそれだけ産業別最賃の存在意義をうしなわしめることになる。

複数建て、適用除外等の設定は各地方最低賃金審議会の自主決定に委ねられて全国的整合性がないので、適用除外比、複数建て比は地域的にかなりのアンバランスがある(第21表)。北陸4県を除いて、およそ複数建て比は最賃水準の低い地域ほど高い。このように地域的には複数建て比と最賃水準の間に逆相関関係がある。ちなみに北海道・東北7県67.3%、九州8県62.7%、中国・四国9県55.2

第21表 地域別にみた複数建て及び適用除外(昭和55年)

	産業別 最賃 件数 (A)	複数建 て件数 (B)	適用除 外件数 (C)	複数建て 且つ適用 除外件数 (D)	B, Cい ずれか設 定してい る件数(E)	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{E}{A}$
北海道・東北 (7県)	46件	31件	18件	7件	42件	67.3%	39.1%	91.3%
関東(9県)	68	22	29	7	44	32.4	42.0	64.7
北陸(4県)	27	9	17	4	22	33.3	63.0	81.5
東海(4県)	28	13	13	3	23	46.4	46.4	82.1
近畿(6県)	44	21	11	8	24	47.9	28.4	54.5
中国・四国 (9県)	67	37	19	6	50	55.2	33.8	74.6
九州(8県)	59	37	20	7	50	62.7	33.8	84.7

資料 「最賃決定要覧」より作成

%, 近畿 6 県47.9%, 東海 4 県46.4%, 関東 9 県32.4%となる。適用除外についても地域的にアンバランスはあるが、最賃水準との相関はない。適用除外のみ、複数建てのみ、適用除外且つ複数建て、これらを合計したものの比率は東海を除いて、地域的に最低賃金水準とおよそ逆の相関がある。北海道・7 県91.3%, 九州 8 県84.7%, 北陸 4 県81.5%, 中国・四国 9 県74.6%, 関東 9 県64.7%, 近畿 6 県54.5%である。

わが国の最低賃金は47件の地域包括最賃と約340件の産業別最賃という大変な、適用上従って水準上の分断性を特徴としている。この適用上及び水準上の分断性は複数建てを考慮にいと、さらに強化される。このような極端な分断的最賃は諸外国に例のない極めて異例なものである。ここでは複数建ての場合の、元建てと下位的最賃との水準の格差をみておく。元建てを100とした下位的最賃水準は全産業、全地域でみて、北海道パルプの83.3から熊本食品の98.3までの間に分布しているが、多くは90前後のところにある(第22表)。次に複数建て下位と地域包括最賃との水準の比較では、複数建て下位を100として地域包括最賃は総平均で95.5で約5%の格差、分布は88.6から99.3までであるが、大半は93以上である(第23表)。産業別最賃と地域包括との間に1割強ほどの格差しかない中で、このように複数建て下位が地域包括最賃水準にほとんど接している事実は、複数建てがかなり広く設定され、下位を適用される労働者が相当数いると推定されることと考え合わせると、適用除外がかなりあるという事実と共に、産業別最賃の独自の存在意義を深刻に問うことになる。

複数建てや適用除外等の設定基準の地域的不整合が産業別最賃及び地域包括最賃の地域間格差と結合して同種作業について実際には相当の地域間格差が生みだされるという事実がある。それは地域の物価差や生計費差をはるかに超えるものであり、不合理格差そのものである。例えば食料品製造業中の“手作業による洗淨皮むき選別、作業に例をとると、およそ次の三つの適用がある。第一は一本建て最賃が適用されている場合、第二は複数建ての下位適用の場合、第三は適用除外で地域包括最賃を適用される場合である。昭和55年で全国45件の食料品製造業中、第一の適用は19件42.2%、額の分布は2604~3240円、第二の適用は14

第22表 複数建ての格差（元建て=100，昭和55年）

	北海道	岩手	茨木	長野	新潟	静岡	京都	広島	香川	熊本	平均
食料品	89.2	90.8	100	91.9	100	100	100	90.3	87.9	98.3	91.4
繊維	100	91.5	100	100	97.3	100	93.3	92.6	89.1	96.9	93.4
木材	88.2	90.9	100	90.1	90.9	90.0	98.8	93.8	93.5	100	92.0
パルプ	83.3	—	100	—	—	90.0	91.8	—	90.1	—	88.8
窯業	87.7	89.4	100	92.1	—	88.8	100	93.2	90.6	90.4	91.3
出版業	89.4	92.3	100	98.2	89.7	89.5	100	94.5	100	97.3	92.9
機械	87.0	89.0	100	95.2	100	90.4	89.4	94.6	91.8		91.0
自動車	—	88.6	—	—	—	—	—	—	—	—	88.6
卸小売業	90.7	100	97.5	100	100	92.3	95.7	93.3	92.5	94.1	93.7
											91.4

資料「最賃決定要覧」より作成

第23表 複数建て下位と地域包括賃金の差(複数建て下位=100，昭和55年)

	北海道	岩手	茨木	長野	新潟	静岡	京都	広島	香川	熊本	平均
食料品	98.2	98.5		98.1				95.7	94.9	93.2	96.4
繊維		98.7			99.3		97.7	98.3	99.5	93.6	97.8
木材	97.3	98.2		97.5	95.4	98.4	89.6	90.8	88.9		94.5
パルプ	95.3	—		—	—	98.4	99.0	—	96.4	—	97.2
窯業	98.2	91.1		93.4	—	94.9		90.2	88.9	93.8	92.9
出版業	94.8	97.4		90.5	97.3	99.1		91.3		93.4	94.8
機械	97.2	98.3	90.0	91.8		95.7	98.5	90.4	89.5		94.4
自動車	—	97.8	—	—	—	—	—	—	—	—	97.8
卸小売業	99.3		89.6			95.7	92.4	90.9	88.6	93.4	93.8
											95.5

資料「最賃決定要覧」より作成

第24表 “手作業による洗浄皮むき選別、及び”廃材の結束、作業における
設定様式別の最賃額 (昭和55年) (単位:円)

	“洗浄・皮むき選別、作業			“廃材の結束、作業		
	一本建て	複数建て 下位	地域包括 最賃	一本建て	複数建て 下位	地域包括 最賃
北海道		2734			2759	
青森			2542			2542
岩手		2579			2586	
宮城	2621			2836		
秋田	2840				2704	
山形		2614			2628	
福島	2881					2583
茨城			2743			2743
栃木			2739			2739
群馬	3019			3035		
埼玉		2931			3089	
千葉			2883		2948	
東京	3240			3292		
神奈川	3108					2983
新潟			2721		2850	
富山			2749			2749
石川	2987			3061		
福井			2726			2726
山梨	3000			3074		
長野		2809				2756
岐阜	2929			3134		
静岡			2844		2889	
愛知	2913			—	—	—
三重			2838			2838
滋賀	2962				3084	
京都	3140			3280		
大阪	—	—	—	—	—	—
兵庫	3153			3297		
奈良		2818			3107	
和歌山	2938			3136		
鳥取		2765			2830	
島根		2765		3014		
岡山			2690			2690
広島		2815			2965	
山口		2810		3058		
徳島		2624			2688	
香川		2739			2926	
愛媛			2601			2601
高知	2604			3061		
福岡	2959				2932	
佐賀	2740			2828		
長崎		2624			2679	
熊本		2725		2785		
大分			2542		2645	
宮崎	2673					2541
鹿児島	2673					2541
沖縄	—	—	—	3082		

資料 「最賃決定要覧」より作成

件、31.1%、額の分布は2579～2931円、第三の適用は12件、26.7%、額の分布は2542～2883円である。この結果、同じ作業でありながら最低2542円と最高3240円との間に30%近い格差が生じている（**第24表**）。

もう一例木材の「廃材の結束」作業に例をとると、全国45の木材木製品最賃のうち、第一の適用は15件、33.3%、分布は2785～3297円、第二の適用は17件、37.8%、分布は2586～3107円、第三の適用は13件、28.9%、分布は2541～2983円である。この結果、最低2541円、最高3297円となり、格差はやはり約30%になる。これらは同一労働同一賃金の原則からしても明らかに問題である。賃金決定の企業分断傾向が支配的であるわが国では最低賃金は賃金の最低限の横断的規制によって、賃金の低位性と大きな格差の弊害を除去する役割を担うべきであるにも拘わらず、実際には制度上また適用上、従って水準上複雑に分断され、差別的最低賃金が公然とまかりとおり、現実の極端な賃金格差＝差別賃金を温存・固定化せしめているのである。

（4）発行時期の早期化と集中化

最後に最賃水準の問題を検討する際、不可欠のものとしての発効時期の今日の特徴点をみておく。**第25表**によると昭和55年で、地域包括最賃の発効時期は、9月下旬～11月下旬までの間に分布しているが、大半が10月までに決定している（93%）。最も多いのは10月上旬で全体の60%強である。これを昭和51年と比較すると、51年では10月上旬～12月下旬に分布、最も多いのは11月下旬で全体の31.9%であり、12月にも27.6%が発効している。従ってこの間、発効期間が全体として早期化とともに集中化傾向を示している。しかしこの発効時期の早期化と集中化はおよそ52年までに急速に進み、以降は微弱的傾向でしかない。これは地域包括最賃水準の統一化の動行とほぼ対応している。

発効時期の早期化と集中化は地域包括最賃水準の統一化とともに現行最賃の改良的機能の発揮として評価できる。しかし遡及性のない点を考えると、民間の一般的賃金改訂時期（4～5月）、或は公務員の給与改定の遡及性（4月）に対比して、6ヶ月近くの不利があることは問題が大きい。発効時期が春闘の盛り上がり時期と大きくずれていることは民間の賃金闘争と最賃闘争の分断を意

第25表 地域包括最賃の発効時期

	昭和51年		昭和52年		昭和53年		昭和54年		昭和55年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
9月 上旬 下旬					5件	10.6%	5件	10.6%	4件	8.5%
10月 上旬 下旬	10件	21.3%	1件 36	2.1% 76.6	23 17	48.9 36.2	26 12	53.3 25.5	29 11	61.7 23.4
11月 上旬 下旬	9 15	19.1 31.9	8 1	17.0 2.1	1	2.1			3	6.4
12月 上旬 下旬	5 8	10.6 17.0	1	2.1	1	2.1	1 2	2.1 4.3		
1月 上旬 下旬							1	2.1		
2月 上旬 下旬										
3月 上旬 下旬										
4月 上旬 下旬										

資料「最賃決定要覧」より作成
味する。又、発効時期が依然9月下旬～11月上旬に分散していることは、各都道府県の最賃闘争の分断を意味する。これらは賃金闘争と最賃闘争の結合、全国的な統一的最賃改定闘争を困難にし、全労働者の結集を阻害し、水準の抑制と、格差の温存と深く係っている。

またこの早期化と集中化が52年までに急速に進み、以降は微弱であることは53年以降、地域包括最賃水準の統一化がほとんど進んでいないことと合わせて問題が大きい。このことは53年の目安登場が水準同様、発効時期でもそれ以前の地域改定闘争の下からの、高揚に水をさす役割を客観的に果たしたことを意味している。

次に産業別最低賃金の発効時期をみると(第26表)、昭和55年で、10月下旬～

第26表 産業別最賃の発効時期

	昭和51年		昭和52年		昭和53年		昭和54年		昭和55年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
9月以前	3 _件	0.9%	7 _件	2%						
9月上旬	1	0.3								
9月下旬	1	0.3								
10月上旬										
10月下旬			2	0.6	3 _件	0.9%	3 _件	0.9%	2 _件	0.6%
11月上旬	1	0.2	1	0.3	13	3.8	11	3.3	16	4.7
11月下旬	8	2.4	19	0.6	9	2.6	30	8.9	32	9.4
12月上旬	2	0.6	20	5.9	58	17.1	39	11.5	51	15.0
12月下旬	81	23.9	122	36.2	136	40.0	111	32.5	128	37.8
1月上旬	28	8.3	25	7.4	27	7.9	33	9.8	41	12.1
1月下旬	26	7.7	49	14.5	23	6.8	32	9.5	31	9.1
2月上旬	13	3.8	16	4.7	18	5.3	30	8.9	30	8.8
2月下旬	39	15.6	41	12.1	31	9.1	21	6.2	4	1.2
3月上旬	41	12.1	6	1.8			7	2.1	2	0.6
3月下旬	90	26.5	20	5.9	16	4.7	19	5.6	1	0.3
4月上旬	3	0.9	4	1.2	2	0.6	2	0.6	1	0.3
4月下旬	2	0.6	5	1.5	1	0.3				
計	339		337		340		338		339	

資料「最賃決定要覧」より作成

翌年4月上旬までかなり広く分布しているが、大半が翌年1月までに発効している(90%弱)。最も多いのは12月下旬であり、全体の40%弱である。尚、年内発効は70%弱である。昭和51年では、9月以前発効が全体の1%弱あり、翌年4月下旬までかなり長く分布している。最も多いのは翌年3月下旬の26.5%で年内発効は30%である。

両年度を比較すると、この間やはり発効時期が早期化と集中化を示していることがわかる。しかし、この傾向は地域包括最低賃金の発効時期同様、51年～52年¹⁹⁾にかけ顕著なものであり、以降はかなり微弱である。これは目安が地域包

19) 尚、昭和49年までは産業別最賃の改訂は毎年ではなく、2～3年くらいが多かった。

括最賃の発効時期に与えた影響が間接的に産業別最低賃金の発効時期にも及ぼされていることを意味する。

また最賃水準のもつ意味は実際の適用労働者の構成と係ってより現実的となるのであるから、簡単に最賃適用者の構成における特徴をみておく。昭和55年でわが国の最賃適用者総数は3515万人で、うち産業別最賃の実質適用労働者は49.4%、実質地域包括最賃適用者は50.6%でほぼ半々だが、地域包括最賃適用者の比率が若干だが上回っている²⁰⁾。53年までは逆であったのが、54年に地域包括最賃のほうが上回ったのである。これは相対的高水準の最賃適用者の数が相対的に減少していることを意味する。地域包括最賃のランク別に地域包括最賃と産業別最賃の適用労働者の構成比をみると、A・Bランク県では産業別最賃適用者の構成比のほうが高く、C・Dランク県では逆である(第27表)。この関係をより詳細に都道府県別にみると、南九州は地域包括最賃適用者の構成比が60~70%の水準になる(第28表)。このように低賃金県つまり低地域包括最賃県ほど、最賃水準として産業別最賃より低い地域包括最賃の適用者の構成比が高いことは最賃水準の低位性の問題をより深刻なものとする。最後に現行最賃はかなり違反率が高く(約20%)、その影響率の低さ、発効日がおそいこと等とともに、最賃制の存在意義自体問われる。昭和53年で違反率は事業所数で18.5%、労働者数で3.6%である。この数字は数年来およそ変わっていない。ちなみに

20) 尚、実際にはこの実質地域包括最賃適用者の数字はより高くなり、実質産業別最賃適用者の数は小さくなるであろう。なぜならこの実質産業別適用労働者の中には形式的には産業別を適用されるが、実際は適用除外により地域包括最賃を適用されることになる部分が含まれているからである。

21) 労働省「最賃業務統計」による。この違反率は国際的にみて異常に高い。ちなみにフランスは1975年、事業所数で4.0%である(前掲書『諸外国の最賃制度』)。尚、著者が宮崎労働基準局で聞きとったところでは宮崎では地域包括最賃の違反率のほうが産業別最賃よりはるかに高い(昭和55年地域包括最賃計事業所数で25.5%、産業別計事業所数で10.1%)。産業別では窯業、機械ともに100%、自動車71.4%、木材66.6%、出版44.7%、家具33.3%、食料品16.6%、卸売・小売9.0%、繊維5.27%となる。さらに理由別に違反の内訳をみると、イ) 最賃額を知っていながら違反した33.3%、ロ) 最賃法が適用されることは知っていたが、金額は知らなかった50%、ハ) 最賃法が適用されることを知らない16.7%である。

第27表 地域包括ランクにみた最賃別適用労働者比 (昭和55年)

	地域包括最賃の実質適用労働者		産業別最賃の実質適用労働者	
	実数	構成比	実数	構成比
A(4県) 11,365,746	5,556,000 ^人	40.8%	5,809,000 ^人	59.2%
B(7県) 7,701,153	3,574,000	46.7	4,127,000	53.3
C(17県) 9,856,115	5,113,000	52.9	4,743,000	47.1
D(19県) 6,227,986	3,643,000	50.4	2,682,000	49.6
計 47県 35,151,000	17,791,000	100.0	17,361,000	100.0

資料 「最賃決定要覧」より作成

第28表 都道府県別にみた最賃別適用労働者比(昭和55年)

	地域包括最賃の実質適用労働者数	産業別最賃の実質適用労働者数	産業別最賃適用労働者の構成比		地域包括最賃の実質適用労働者数	産業別最賃の実質適用労働者数	産業別最賃適用労働者の構成比
北海道	949 ^人	736 ^人	43.6%	滋賀	137 ^人	157 ^人	53.4%
青森	233	123	34.5	京都	310	410	56.9
岩手	213	159	42.7	大阪	1,616	1,548	48.9
宮城	323	262	44.7	兵庫	669	764	53.3
秋田	199	137	40.7	奈良	97	97	50.0
山形	166	170	50.5	和歌山	132	126	48.8
福井	290	267	47.9	島根	95	84	46.9
茨木	306	308	50.1	鳥取	118	102	46.3
栃木	259	241	48.2	岡山	290	267	47.9
群馬	228	289	55.8	広島	389	486	55.5
埼玉	483	627	56.4	山口	285	191	40.1
千葉	471	462	49.5	徳島	107	96	47.2
東京	2,753	2,843	50.8	香川	147	149	50.3
神奈川	877	1,008	53.4	愛媛	302	183	48.9
新潟	426	324	43.2	高知	122	88	41.9
富山	181	180	49.8	福岡	757	614	49.7
石川	158	173	52.2	佐賀	118	96	44.8
福井	123	125	50.4	長崎	207	163	44.0
山梨	96	94	49.4	熊本	250	174	41.0
長野	300	335	52.7	大分	193	127	39.6
岐阜	225	299	57.0	宮崎	170	111	39.5
静岡	496	581	53.9	鹿児島	250	136	35.2
愛知	1,000	1,154	53.5	沖縄	140	55	28.2
三重	230	240	51.0	計	17,791	17,361	49.4

資料 「最賃決定要覧」より作成

昭和50年18.5%・3.4%、51年18.9%・3.4%、52年17.5%・2.9%²¹⁾である。

III 全国一律最低賃金制と現行最低賃金制

吉村説の検討において問題となった現行最賃制と全国一律最賃制との関連を正しく把握するため、従ってまた労働組合の最賃闘争及び最賃制闘争の方向を明確にするため、ここでは全国一律最賃制の本質について吟味しておく。

日本のような年功制を基礎とする低賃金構造が強固に成立している下では年功制の基礎を抜本的に掘崩すような本格的な最賃制の確立が急務となる。このような課題に有効にこたえうる最賃制としては全国一律最賃制しかありえない。大量の相対的過剰人口の存在を背景に、また右翼的労働組合の包摂のうえに企業分断的に形成されている低い相場賃金とは相対的に独立して、生計費の観点から全労働者階級の力を結集して政治的に賃金を全体として引上げるため、全国一律最賃制が必要なのである。またそれは低賃金構造を補強するものとしての国独資の「所得政策」や「社会契約」等賃金抑制政策に最も有効に対抗できる手段でもある。

このような意義をもつ全国一律最賃制とは何か。それは次の三つの条件と二つの前提条件をそなえた最賃制である。第一の条件は地域別分断を排した決定機構の一元化であり、第二の条件は全国統一的な最賃率の設定である。第三は全国的な最賃であることつまり全労働者が適用対象となるということである。この三つの条件を兼ねそなえた最賃制が全国一律最賃制である。さらに全国一律最賃制は当然の事として第一に民主的決定機構、第二に決定基準における生活費原則の重視を前提とする。なぜならこのような前提条件のない全国一律最賃制は国独資の直接的な賃金統制機構に転化する可能性が大変大きいからである。

第一の条件の意義は現行最賃制のように各地方最低賃金審議会による最賃の分断決定ではなく、決定機構を一元化することにより、最賃決定に全労働者の力を結集しうる点である。この点は最賃を未組織労働者のみの問題ではなく、本来的に資本主義の「形式的自由」の下、日々「実質的自由」を奪われている全労働者の人間的生存権要求として全労働者共通の問題だという観点からして重要である。この全労働者の結集は、一般的に労働者の階級的連帯を強め、運

動力量の高揚、運動の多面的発展に寄与する。この点は企業別組合に基づく企業主義、企業エゴイズムに強く影響された、従ってまた企業分断的賃金決定が支配的であるわが国においては、労働組合の横断的連帯の強化従ってまた賃金の横断的規制の一形態として、特に重要な意義をもつ。

第二の条件の意義は、わが国でいえば最賃の地域格差を排し、全国に人間的生存原則に基づく一本の最賃を決定し、地域間の賃金格差を是正するとともに全労働者に共通の最賃を適切な水準で決定させるための、全労働者の運動の展開を促がす。またこの格差を排した統一性が全体としての賃金水準の上昇にプラスの効果を及ぼす。

第三の条件の意義は、一つは資本主義の下ではいかなる労働者も、組織労働者も含めて本来的に剰余価値生産の強化、資本蓄積による相対的過剰人口の累進的生産、賃金の労働力の価値以下への低下傾向、産業循環の展開の中で、賃金の「安定性」を保障されるのではなく、常に不安定性を免れない点、二つは最賃制は本来、生存権保障の観点からする全労働者の賃金の最低規制である点、三つは適用対象が限定されることはナショナル・ミニマムの主軸としての最賃制の意義を低からしめる点、これら諸点からして当然である。従ってまた適用対象の包括性を最賃制の本来的要件とするこれら諸点はイギリス的な「団交不在説」思想つまり最賃を団体交渉不在の未組織部分のみに限定し、団体交渉機構ができるまでの代替物としてとらえる思想の誤りを示している。最低賃金制は単に未組織の賃金規制に限定されず、労使間の私的賃金交渉を一般的に補完し、全労働者の階級的力でもって賃金を政治的に規制していく経済民主主義の一環でもある。尚、全国的最低賃金制と全国一律最賃制が混同されがちであるが両者は明確に異なる。全国的最賃制であることは全国一律最賃制の一条件にすぎない。従って現行地域包括最賃制の包括性をとらえて、全国一律最賃制と本質的に変わらないとするような考え方は誤っている²²⁾。現行最賃制は公務員その他

22) 昭和45年の賃金答申作成をめぐる審議過程で当初使用者側委員は地域包括最賃は「本質的には全国一律制と異なるものではなく、妥当とは考えられない」として強く反対した。

特定労働者について適用除外しているから厳密な意味での全国的最賃制とはいえないが、この点を問わないにしても各地域包括最賃の決定は都道府県ごとに分断的におこなわれ、当然決定される最賃水準も統一的ではなく、格差をもって²³⁾いる。

53年から登場した目安について、これを中央で最賃決定を行なう制度への大きな前進という評価が一部の労働組合等にあるが、これは一面的評価といわざるを得ない。あくまで目安は目安であり、地域包括最賃の決定機構は依然として分断的であり、しかも目安自体、統一的水準としてではなく、全国を四ランクに分けた分断的なものとして表示されている。従って目安方式を全国一律最賃制への第一歩とみることも当然できない。全国一律最賃制は前述した三つの条件と二つの前提条件をそなえた最賃制度であるから、最賃の広域化を進めれば、全国一律制に近づくとか、目安の格差を縮少すれば全国一律制に近づくとかの見解は誤っている。つまり現行制度と全国一律制との間には大きな質的断絶があり、全国一律制は、現行制度の部分的手直し等によって実現されるものではない。しかしこのことは労働組合が現行制度のもつ一定の改良の可能性を最大限くみ尽くすための闘争の意義を否定することにはならない。むしろそれは今日の最賃闘争における重要課題の一つとして評価される。しかしこの闘争の延長線上に全国一律制を位置付けることはできないから、労働組合はあくまで全国一律最賃制の実現を目指す課題を、今日の最賃闘争における最重要課題として意識的に追求しなければならない。全国一律最賃制闘争と現行制度を前提としたうえでの地域包括最賃闘争との関係は前者が第一義的である。むしろ全国一律最賃制としての真の本格的な最賃を目指す全労働者階級の結集、その意識的努力の

23) 元来、地域包括最賃は相沢与一氏の指摘されるように「不熟練労働者、とくにその中高年令層の労働市場は、まず地域包括的に構成されており、…『労働力流動化』、中小企業整理・淘汰、大企業の地方進出・工場再配置等にとって有効なものである。」「すでに60年の『所得倍增計画』が第3章の5において、『最低賃金制度については全雇用労働者を地域別産業別の集団にわかれ、その集団ごとに一律の最低賃金を決定するような方法を確立する』と『計画』していたことは地域包括最賃が日本独自の戦略的要求にそうものであることを示唆するもの」である（相沢与一著『現代最低賃金制論』）。

積上げの中でしか、現行最賃制のもつ改良の可能性を最大限くみつくすことはできないといえる。

おわりに

最後に以上の分析を踏まえ、直接には目安の評価との関連で、現行最賃制の総合的評価を、また現在進行しつつある或いは将来の社会政策の全体構想に係る「総合社会政策」化の中における最賃制の位置付けを素描する。

一般に最賃制は二面性をもつ。改良的側面と統制的側面である。現行最賃制の場合、その制度上の非民主性・分断性、それと関連した運用上・機能上の低位性・分断性故に本来的に改良的性格は弱く、統制的色彩が濃い。しかし昭和48年以降の、地域闘争という形態での最賃闘争の一定の高揚を背景に最賃が、制限つきであるとはいえ、機能上一定の改良性を発揮するに至った。

このような現行最賃制の改良機能の一定の発揮とそれと結合した全国一律最賃制を求める運動の一定の高揚が現行最賃制の統制的基盤に一定の動揺をもたらすことになった。これへの国独資の政策的対応として「全国的整合性」確保という名の下、現象的には下からの全国一律制要求に一定譲歩するかの形態をとった、しかし実質的にはより直接的な統制手段としての性格をもつ目安が登場した。現行制度は本来的に統制的側面を強くもちながらも、その統制力を支える一条件としての決定機構及び水準上の分断性が逆に国独資的な賃金の完成された統制形態としての中央統制という点では不十分さを免れえない。この不十分さを補完するものとして目安が登場した。

目安という決定上の運用方式それ自体は、一般的抽象的にいえば最賃の中央コントロールという統制的側面と共に決定機構の統一化への一步前進という側面があり、所謂二面的である。しかし具体的現実的な目安の評価は、その時々労働者の客観的・主体的力量をも含めた社会経済諸条件との係りの中で、それに規定されつつなされねばならない。そこで昭和53年の目安はどうかという、構造的危機の深化の下、いまだ地域分断的であるとはいえ、全国的統一闘争の萌芽を示しつつ、かなり高揚した地域闘争を空洞化、地域最賃闘争を協調体制内に包摂することにより独占利潤の維持・拡大を目指す賃金統制の強化

の一環であった。尚、中央最低賃金審議会による目安設定は、以上のように統合的側面を導入しつつ、その目安水準の地域分断性及びあくまで目安は目安でありその意味で決定機構の地域分断性は解消されていないという点に端的に表われているように分断性を温存させているのである。分断と統合、これが今日の最賃制の本質である。

またこの目安統制による最賃の社会政策的意義の後退は、「総合的社会政策」の名のもと、展開されつつある、或は将来本格的に展開されようとしている社会政策の拡散・分散化による実質的後退との連関の中で登場している。昭和52年8月、経済企画庁国民生活政策課編「総合的社会政策を求めて」が示すところでは総合的社会政策においては、政策課題の領域が拡大されると共に重点が変化している。伝統的社会政策が中心課題としていた労働政策がライフ・サイクルにおいてとらえられた国民全体を対象とした政策に拡大されていると同時に、政策の中心課題が社会保障政策になり、所謂労働政策に該当する部分、雇用政策や労働環境政策（最賃はこの一部）は相対的比重を低め、最賃等ごく一部しか論及されていない。またこれら「総合的社会政策」構想においては、総合安保体制の下での国家財政節減の観点からする政策主体の拡大（企業、家族、地域等中間集団及び個人の自助努力の強調）、「参加」、「社会契約」的賃金決定の強調による労働運動の体制内包摂等反動的意図が明白である。これら「総合的社会政策」の名による社会政策の後退の動きと現行最賃制度の動向とは軌を一にしたものといえるだろう。

最後に今日全国一律制を目指す最賃制闘争の意義をおよそ5点指摘しておく。第一は、「構造的危機」の深化を背景に新たな低賃金不安定雇用者が急増する中、これらを含めた未組織労働者の生活擁護をするとともに、これらの低賃金がおもりになって賃金が上昇しない組織労働者の賃金闘争を前進させ、全体として

24) 下山氏は「目安は…決定機構の統一化の面では一步前進したものといえよう。現行最賃制と全国一律制を絶対的に対立するものと見るのは正しくない」(前掲書266ページ)とされる。しかし現行最賃制は本質的に分断的であり、その分断性を統合の原理で補完したにすぎない。従ってそれと全国一律制は相対的対立関係ではなく、あくまで絶対的対立関係にある。

賃金を引上げわが国の低賃金構造を打開するための重要な一歩となる。わが国の賃金闘争は「日本的労使関係」のもと企業別組合による金業主義的賃金闘争が支配的であり、主に組織労働者のみの賃金闘争となっているが、組織労働者の2倍以上存在する未組織労働者の賃金闘争をぬきにしては真の労働者階級の賃金闘争の発展はない。そのため直接には未組織労働者の賃金闘争としての性格をもつが終局的には組織労働者の賃金闘争を含め、全労働者階級の賃金闘争発展の要石となる最賃闘争の発展が必要となる。組織労働者の賃上げの未組織への波及メカニズムが断れている不況下の今日では特に重要である。また低賃金構造が再編成されている今日では平均的賃上げ闘争より底辺のレベルアップを目指す最賃闘争が特に重要である。尚、わが国の現状のように賃金格差が産業的にも地域的にも大きい場合は、実効性確保のため、過渡的に全国一律最賃に産業別及び地域別最賃をセットする必要があるだろう。第二は、現下の長期景気停滞を国民本位に打開していくための経済政策の一つとしての意義である。社会保障の抜本的改善等とともに国民生活浮揚を主軸とした有効需要拡大、不況打開の重要な手段の一つである。第三は、真の最賃制の確立は単に労働者の所得保障のみならず、種々の社会保障給付基準をも規定し、ナショナル・ミニマムとしての意義をもつ。第四は近時のわが国に代表されるような低賃金に依拠した「不公正貿易」による国際的経済秩序の攪乱を排し、「公正貿易」による整序された国際経済環境の樹立のための一つの条件となる。第五は真の最賃制の確立は「公正競争」の条件を生み出す。第六は、中小企業の下請単価規制と結合して、独占を頂点とする重層的な資本支配構造に一定の修正を与え、中小企業の育成発展に資する。以上のような意義からして真の最賃制の実現は政治的経済的民主主義確立の要石の一つとなろう。